

第3次宇佐市障がい者計画

(第5期宇佐市障がい福祉計画)

(第1期宇佐市障がい児福祉計画)



平成30年3月
大分県 宇佐市

はじめに



本市では、これまで平成24年2月策定の「第2次宇佐市障がい者計画」、平成27年3月策定の「第4期宇佐市障がい福祉計画」にもとづき、宇佐市自立支援協議会を中心に関係機関等で「ともに生きる」ネットワークを構築し、障がいのある方やその家族を支援する取り組みを進めてきました。その結果、公共機関等のバリアフリー化、重症心身障がい児・者を支援するための「医療的ケア検討会議」の発足、一般企業を対象とした「福祉的就労事業所見学会」の開催、精神保健福祉部会の立ち上げなど様々な展開を図ることができました。

しかしながら、障がいのある方やその家族が生き生きと充実した生活を営んでいく上では、まだ多くの課題があります。市としましては、その課題を解消し、宇佐市に生まれ、育ち、暮らしてよかったと思ってもらえる地域づくりを目指して、「第3次宇佐市障がい者計画」を策定いたしました。

この第3次障がい者計画では、「地域共生のまちUSA!～ともに暮らし、ともに働き、ともに生きる～」を基本理念として、①『生まれてから大人になるまで支援する「まち」』、②『「働く」にチャレンジ!「働きたい」を支援する「まち」』、③『「地域で暮らす」を当たり前、を支援する「まち」』、④『お互いが認めあい、支えあう、あたたかい「まち」』、⑤『「とぎれない」支援の構築をめざす「まち」』の5つの柱を立て、それぞれの分野で現状と課題、それに対しての取り組みを明らかにしました。

また、障がい者計画を踏まえて本市が行う障がい福祉サービスの提供体制を示す「第5期宇佐市障がい福祉計画」、さらには障がい児の障がい福祉サービス提供体制を計画的に構築していくための「第1期宇佐市障がい児福祉計画」も併せて策定し、この計画に沿って障がいのある人もない人も“定住満足度日本一”を得られるよう各施策に取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、この計画の策定にあたり、ご協力をいただきました宇佐市自立支援協議会委員および各部会員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆さまに心よりお礼申し上げます。

平成30年3月

宇佐市長 是永修治

目 次

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画の概要	5
(1) 計画策定の趣旨	5
(2) 計画の位置づけ	6
(3) 大分県の方針	7
(4) 計画の期間	7
2 法令・制度改正等の動き	8
(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	8
(2) 社会福祉法の一部改正	9
(3) 障害者差別解消法の施行	9
(4) 発達障害者支援法の一部改正	10
(5) 基本指針の見直しについて	11
3 基本的な考え方	12
(1) 障がい児・者について	12
(2) 基本理念	13
(3) 基本目標	13
4 計画の策定・推進体制	14
(1) 策定体制	14
(2) 推進体制	15
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	19
1 人口・世帯	21
(1) 人口の状況	21
(2) 世帯の状況	22
2 障害者手帳の所持者数等	23
(1) 身体障がい者	23
(2) 知的障がい者	24
(3) 精神障がい者	25
(4) 障がい者の医療制度	26
3 地域資源の状況	28
(1) 障がい福祉サービス等提供事業所	28
(2) 相談支援	30
4 アンケート調査の概要	31
(1) 実施概要	31
(2) 福祉に関するアンケート調査結果概要（調査項目抜粋）	32
(3) 集計結果から見える課題	37
5 関係団体ヒアリング調査の概要	38

(1) 実施概要.....	38
(2) ヒアリング調査結果概要.....	39

第2編 障がい者計画

第3章 障がい福祉施策の体系と事業.....	43
1 生まれてから大人になるまで支援する「まち」.....	45
(1) 早期発見と早期療育.....	45
(2) 支援ファイル「あしあと」.....	46
(3) 療育.....	46
(4) 保育と就学前教育.....	47
(5) 学校教育.....	48
(6) 放課後や長期休暇などの支援.....	49
2 「働く」にチャレンジ! 「働きたい」を支援する「まち」.....	49
(1) 卒業後の進路.....	50
(2) 就労移行支援事業・就労継続支援事業.....	51
(3) 一般就労.....	52
(4) 官公需受注の促進.....	53
3 「地域で暮らす」を当たり前、を支援する「まち」.....	54
(1) 障がいのある人が住みやすい地域づくり.....	54
(2) 移動のための支援.....	57
(3) 地域生活のためのさまざまな支援.....	57
(4) さまざまな障がいへの支援.....	61
(5) 余暇活動への支援.....	62
4 お互いが認めあい、支えあう、あたたかい「まち」.....	63
(1) 人権尊重のまちづくり.....	63
(2) 権利擁護の推進.....	63
(3) 人材や組織の育成.....	64
5 「とぎれの無い」支援の構築をめざす「まち」.....	65
(1) 相談支援と情報提供.....	65
(2) 総合的な支援体制.....	65

第3編 障がい福祉計画（障がい児福祉計画含む）

第4章 福祉サービス等の見込量.....	69
1 障がい福祉サービスの見込量.....	71
(1) 訪問系サービス.....	71
(2) 日中活動系サービス.....	72
(3) 居住系サービス.....	73
(4) 相談支援.....	73
(5) 障がい児支援.....	74
2 地域生活支援事業の見込量.....	75

（１）必須事業.....	75
（２）任意事業.....	78
第5章 成果目標	81
平成 32 年度末の目標.....	83

第 1 編 総論

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

国は平成 15 年に、国民だれもが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現を目指し、「障害者基本計画」を策定し、平成 24 年度までの 10 か年に対する障がい者施策の基本的方向について定めました。その後、平成 18 年に署名した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 23 年に改正された「障害者基本法」では、障がい者の定義が見直されるとともに、市町村においては「障害者基本計画」の策定が義務付けられました。こうして障がい者に対して適切なサービスを提供できる体制を関連機関とともに構築することとなりました。

平成 25 年には、平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」が見直され、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が施行されました。この約 10 年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定され、「障害者の権利に関する条約」は平成 26 年 1 月に批准されました。

平成 28 年には「障害者総合支援法」を一部改正し（以下、障害者総合支援法等一部改正法）、平成 30 年度から施行することとし、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるような支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が行われます。

大分県では、昭和 56 年に「障害者対策に関する大分県長期行動計画」を障がい者施策に関する初めての基本計画として策定しました。その後、平成 6 年には第 2 期の基本計画となる「障害者施策に関する新大分県長期行動計画」、平成 16 年には第 3 期の基本計画となる「大分県障害者基本計画（第 3 期）」を策定しました。現在は平成 26 年度から平成 30 年度を計画期間とする「大分県障がい者基本計画（第 4 期）」を策定しております。この計画は、多岐の分野にわたる障がい者施策について、それぞれが共通の視点で実効性のある施策を推進していくための基本方針となっています。

本市でも、こうした国や大分県の障がい者施策に係る法律及び制度の改正等に対応し、社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に障がい者施策に取り組むことが求められています。そこで、本市では平成 24 年に策定された「第 2 次宇佐市障がい者計画」ならびに平成 27 年に策定された「第 4 期宇佐市障がい福祉計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、「第 3 次宇佐市障がい者計画・第 5 期宇佐市障がい福祉計画（第 1 期宇佐市障がい児福祉計画含む）」を策定します。

また、この計画は宇佐市の総合計画やその他関連計画との整合性を併せ持つものです。

(2) 計画の位置づけ

①法的位置づけ

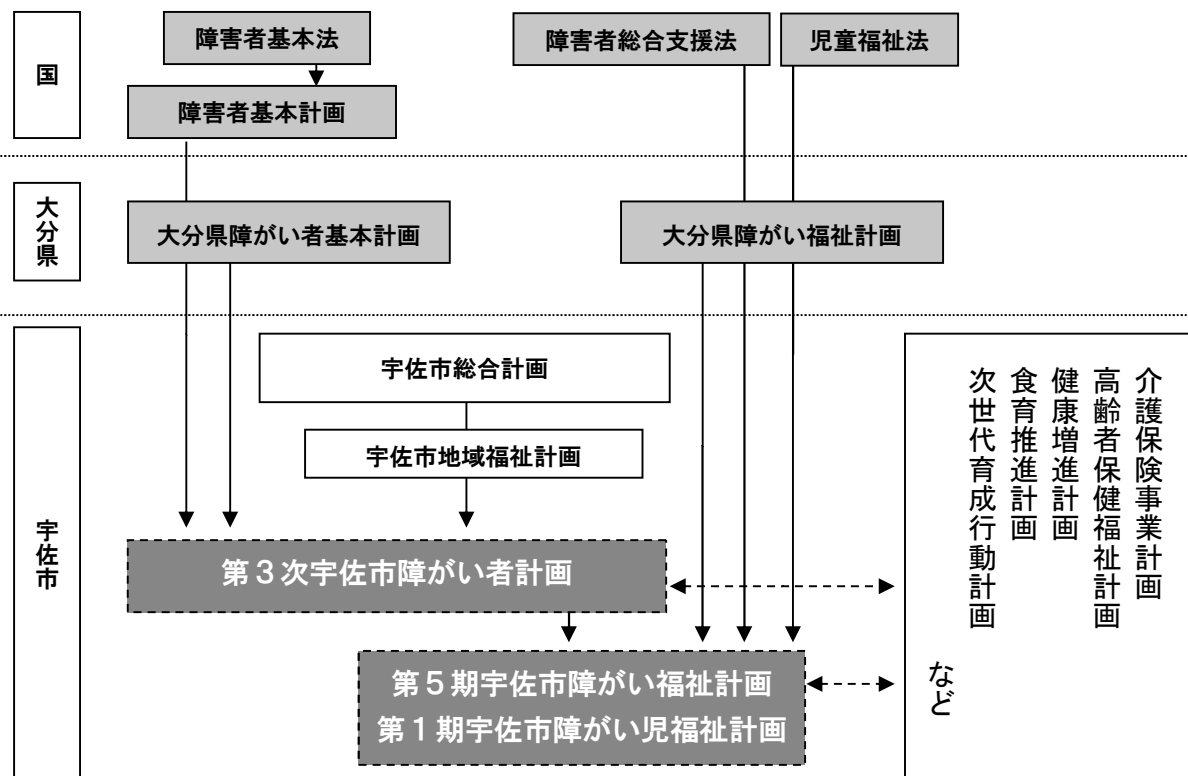
「第3次宇佐市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づくもので、本市の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すものです。これは障がいのある人が地域で生きがいを持って豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

「第5期宇佐市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づくもので、「第3次宇佐市障がい者計画」の基本方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な施策やサービス見込量を示した計画として位置づけています。また「第1期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法や児童福祉法の趣旨を踏まえ、「第5期宇佐市障がい福祉計画」と一体的に作成し、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

②関連計画との整合性

本市の上位計画である「宇佐市総合計画」など、その他関連計画との整合性を図り策定しています。

図表 計画の位置づけと関連計画



（３）大分県の方針

大分県では平成 26 年 3 月に、多岐の分野にわたる障がい者施策について、それぞれが共通の視点で実効性ある施策を推進していくために「大分県障がい者基本計画」を策定しています。

この計画では、「地域で共生する社会の実現」「自立生活の実現」「利用者本位と主体的な選択」「障がい者差別のない社会の実現」を基本理念としています。

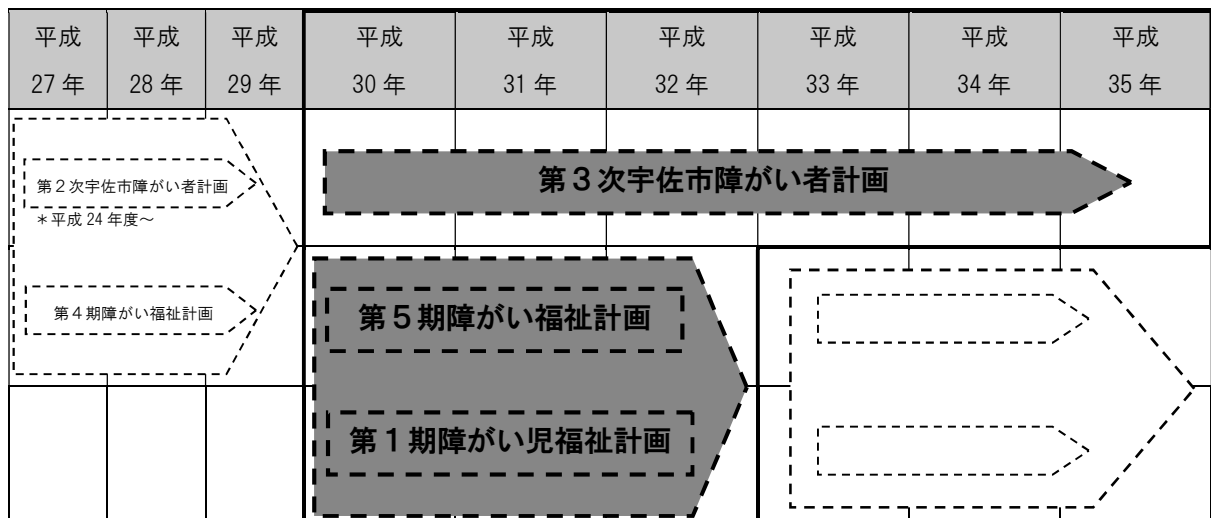
また、各分野に共通する横断的視点として、「障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」「当事者本位の総合的な支援」「障がい特性等に配慮した支援」「アクセシビリティの向上」「総合的かつ計画的な取組の推進」の 5 つを掲げています。

（４）計画の期間

「第 3 次宇佐市障がい者計画」は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間、「第 5 期宇佐市障がい福祉計画」及び「第 1 期宇佐市障がい児福祉計画」は平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間の計画です。

ただし、国の障がい者政策の見直し等が行われた場合、計画期間中에서도見直しを行うこととします。

図表 計画期間



2 法令・制度改正等の動き

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

平成 30 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されます。市町村が関連する主な改正内容は、以下の通りです。

項目	主な内容
1.趣旨	障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行う。
2.障害者の望む地域生活の支援	(1) 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設 （施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する。） (2) 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設 （就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する。） (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大 （重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。） (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 （65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。）
3.障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応	(1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設 （重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。） (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大 （保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。） (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援 （医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。） (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 （障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。）
4.サービスの質の確保・向上に向けた環境整備	(1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加） （補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。）

平成 30 年 4 月 1 日施行（ただし 2.（3）については、公布日より施行）

（２）社会福祉法の一部改正

平成 29 年 4 月に、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（以下、改正社会福祉法）が施行されました。これにより、障がい者支援の主要な担い手でもある社会福祉法人の制度改革が進められ、介護福祉人材の確保促進が期待されます。

これまでは社会福祉法人の許認可権限が、主に国や都道府県にありましたが、地方分権によって、平成 25 年度から一定の社会福祉法人の認可、指導監査等の事務が市町村に移譲されることになりました。制度改革後の社会福祉法人の所轄庁の区分は、以下の通りです。

所轄庁		社会福祉法人が行う事業の範囲
市	市長	主たる事務所が市の区域内にある社会法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えないもの。
都道府県	知事	所轄庁が市長または厚生労働大臣でないもの。（町村など）
厚生労働省	厚生労働大臣	2 以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、厚生労働省令で定めたもの。

（３）障害者差別解消法の施行

平成 28 年 4 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）が施行されました。この法律は平成 18 年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の考え方を反映し、行政機関や民間事業者による「障がいを理由とする差別」をなくし、すべての人が障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるための法律です。

本法の対象範囲は、障害者基本法で定められたすべての障がいのある人「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」で障害者手帳を所持していない人も含まれます。

行政機関や事業者が講ずべき措置として定められた主な 2 つの事項は、以下の通りです。

◎ 不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、障がいのない人に対しては付さない条件を付ける、などによる、障がいのある人の権利利益の侵害をいう。

◎ 障がいのある人への合理的配慮

行政機関等及び民間事業者が、その事務・事業を行うにあたり、個々の場面において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

（４）発達障害者支援法の一部改正

平成 28 年 8 月に、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行されました。平成 17 年の「発達障害者支援法」の施行から 10 年が経過し、乳幼児から高齢期までの切れ目ない支援や家族などを含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援が必要となってきた背景から、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正されました。市町村が関連する主な改正内容は、以下の通りです。

関係条項	改正の概要
責務（３条）	【相談体制の整備】を新設 関係機関間の協力部局の例示に【警察】を追加
児童の発達障害の早期発見等（５条）	発達障害の疑いのある児童の【保護者への情報提供、助言】を追加
教育（８条）	本条の対象に含める十八歳以上の発達障害児に、【専修学校の高等課程】に在学する者を追加 【年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた】十分な教育を受けられるようにするため、必要な措置として、【他の児童とともに教育を受けられるよう配慮しつつ、】適切な教育的支援を行うこと、【個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進】、【いじめの防止等のための対策の推進】を規定
情報の共有の促進（９条の２）	【個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報の共有を促進】を新設
地域での生活支援（１１条）	地域での生活支援の視点として【性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて】を追加
権利利益の擁護（１２条）	権利利益の擁護支援の内容に、【差別の解消、いじめ・虐待の防止、成年後見制度が適切に行われ広く利用されるようにすること】を追加
司法手続における配慮（１２条の２）	【個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮】を新設
発達障害者の家族等への支援（１３条）	家族への支援（家族の監護の支援）の対象に【その他の関係者】を追加し、支援の内容に【適切な対応をすること等のため】【情報の提供】や【家族が互いに支え合うための活動の支援】を追加
国民に対する普及及び啓発（２１条）	普及、啓発の内容として【個々の発達障害の特性】を追加し、その方法として【学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて】を追加
専門的知識を有する人材の確保等（２３条）	対象者に【労働、捜査及び裁判に関する業務従事者】を追加し、研修等の目的に【個々の発達障害の特性に関する理解】を追加

（５）基本指針の見直しについて

市町村・都道府県の障がい福祉計画は、現行の第４期計画の計画期間が平成 29 年度末までとなっています。また、児童福祉法の改正により、都道府県・市町村において障がい児福祉計画を定めることとなりました。これらのことから、国は平成 29 年 1 月 6 日に開催された障害者部会において、平成 30 年度を初年度とする第５期計画の作成に関する基本指針の見直しの主なポイントを以下のように取りまとめました。

【① 地域における生活の維持及び継続の推進】

地域における生活の維持及び継続を推進するため、地域生活支援拠点等の整備を一層進めること及び「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論の取りまとめを踏まえ、基幹相談支援センターの設置促進に向け、都道府県において基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、積極的な働きかけを行う。

【② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

【③ 就労定着に向けた支援】

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

【④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築】

平成 28 年 5 月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村及び都道府県に対し障がい児福祉計画の作成を義務付けられることとなったため、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。また、医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等を行う。

【⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組】

すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進する。

【⑥ 発達障がい者支援の一層の充実】

地域の実情に応じた発達障がい者支援の体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置が重要である。可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けられるよう発達障害者支援センターの複数設置等の適切な配慮を行う。

3 基本的な考え方

(1) 障がい児・者について

本計画内での「障がい者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法第2条第1項第1号）とします。

また、「障がい児」とは、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」（児童福祉法第4条第2項）とします。

～ 本計画における「障害」の「害」の字の表記について ～

「害」の字は、否定的で負のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見を踏まえ、大分県では平成18年から「害」の字を「がい」とひらがな表記することとされています。よって、宇佐市の本計画においても、原則として「障がい」と表記しています。

ただし、法令や条例などで使われている用語や団体、施設、行事の名称などの固有名詞については、「障害」とそのまま漢字表記をしています。



(2) 基本理念

地域共生のまちUSA！

～ともに暮らし、ともに働き、ともに生きる～

本市では、障がいのある人やその家族が地域で当たり前の暮らしを実現すること、あわせて、障がいの有無にかかわらず、市民だれもが安心して暮らせる地域づくりをめざします。

この考え方から、「地域共生のまちUSA！～ともに暮らし、ともに働き、ともに生きる～」をこの計画の基本理念とします。

(3) 基本目標

①「とぎれのない」支援ができる地域づくり

生まれながら障がいのある人も、人生の途中で病気やけがなどで障がいが生じた人も、一人の「人」として、地域で生まれ、暮らし、保育園などへの入園、小・中・高等学校への就学、就職、高齢期など、その「人」のライフステージで起こりうる多くの問題を、家族や本人だけで解決しないで、さまざまな人々や関係機関が協働して、問題解決や支援が行えるようなシステムを構築していきます。

②「地域で暮らす」を当たり前にできる地域づくり

「人」は、人との関係（地域に住む、職場で働く、多くの人と交流する）によって成長し、生きる術を獲得します。障がいのある人たちが、地域での暮らしを経験しながら、ありのままに生きることを実現できる必要な支援力をつくっていき、「親なきあと」も地域で暮らし続けていくことを実現していきます。

③障がいのある人たちの自己決定と自己選択の尊重

わが国の障がい者施策は、行政主導の措置制度から支援費制度による障がいのある人が自らサービスを選ぶ仕組みに変わり、その後、障害者自立支援法において利用者本位のサービス体系へ再編されました。さらに障害者総合支援法では障がい者の範囲等が見直され、平成30年度からは新たなサービスの創設や障がいのある児童への支援が拡充されます。

しかし、いずれの制度においても重要であるのは、障がいのある人たちの本当の思いや自己決定と自己選択を尊重することです。そうした支援や体制を一施設・一事業所の枠を越えた「協働」でつくりあげていきます。

4 計画の策定・推進体制

(1) 策定体制

①宇佐市自立支援協議会

本計画は、相談支援事業所、福祉サービス事業所、保健・医療関係者、学校関係者、障がいのある方、保護者（または家族）、行政により設置されている宇佐市自立支援協議会（全体会、定例会、専門部会）による審議を経て策定されました。

②事務局

宇佐市福祉課が事務局となり、宇佐市自立支援協議会全体会・定例会等の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画素案の作成など、計画策定全般に係る事務を行いました。



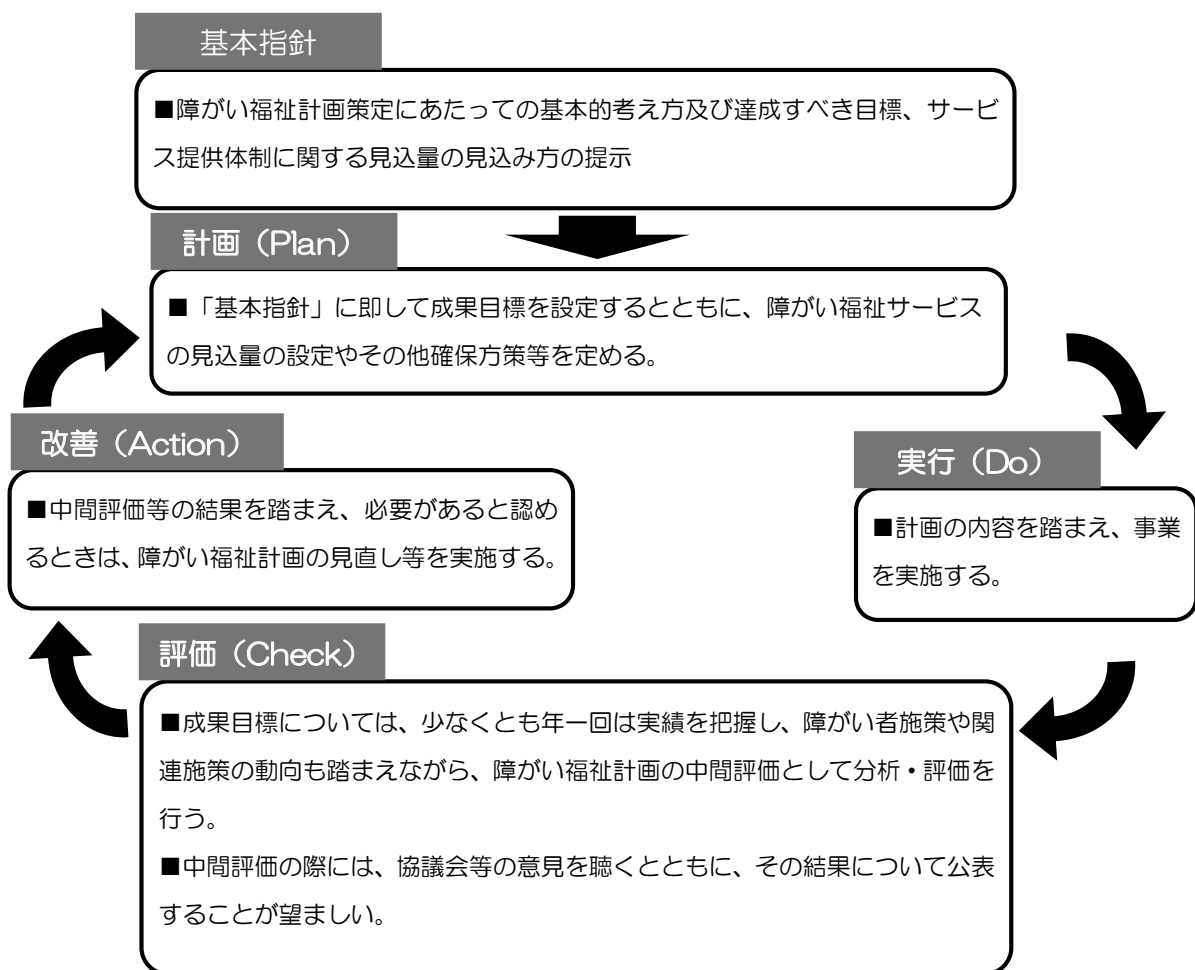
(2) 推進体制

①市の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局等との連携を図りながら本計画を推進します。

また、障がい福祉計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、本計画の実施状況を点検・評価します。

障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



②圏域での連携

大分県及び近隣の市町村と連携を取り、宇佐市自立支援協議会で決定した事項について幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

③行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

④関係機関・ボランティア団体との連携体制

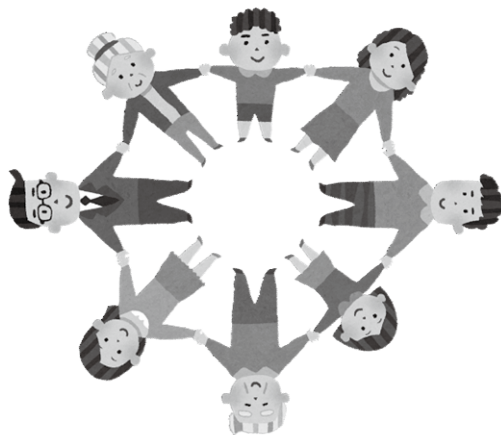
本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外のさまざまな関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近で役立つような情報が得られるよう、さまざまな支援や啓発活動を実施するボランティア団体や障がい者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

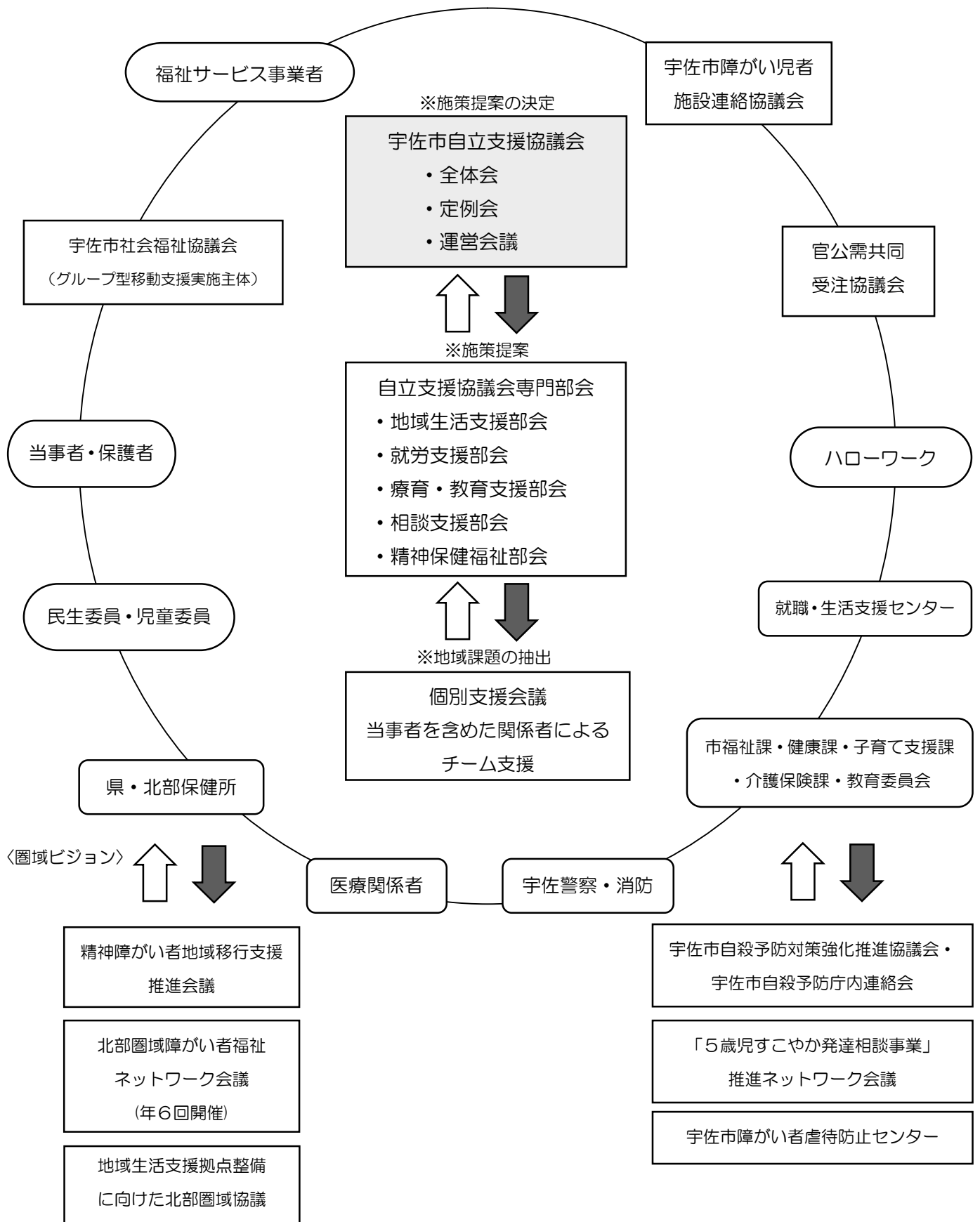
⑤計画の普及・啓発

本計画について、市の広報やホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、自治会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組や活動事例などを紹介していきます。



「ともに生きる」ネットワーク ～宇佐市自立支援協議会と連携機関～



第2章 障がいのある人を取り巻く現状

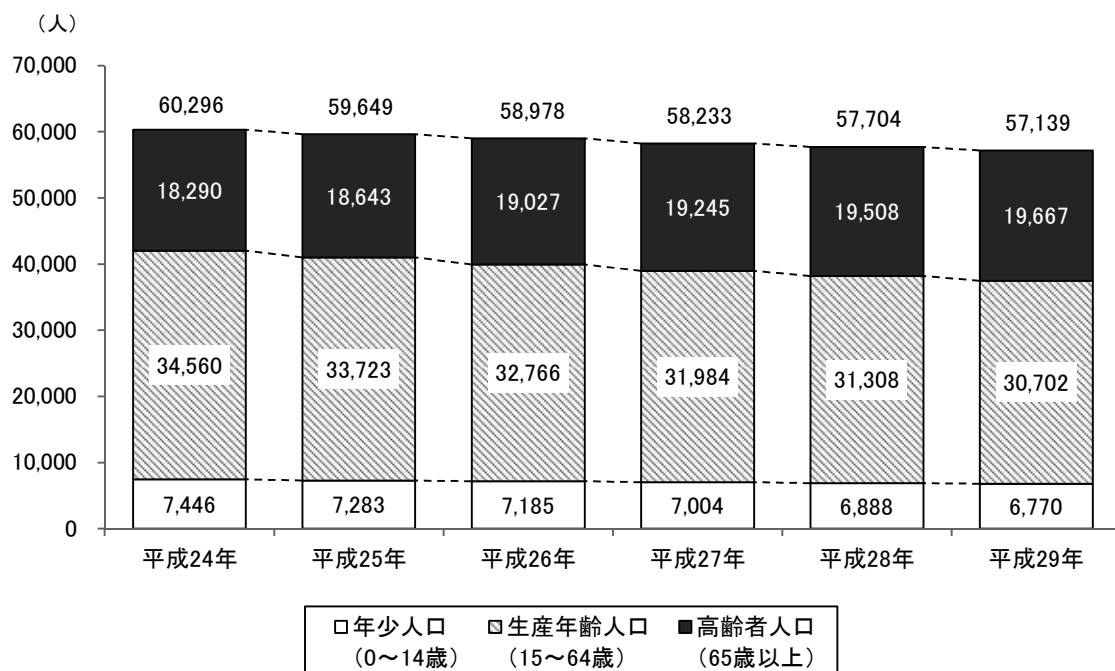
1 人口・世帯

(1) 人口の状況

本市の人口は、平成 29 年 10 月 1 日現在で 57,139 人です。平成 24 年以降緩やかな減少傾向にあり、平成 24 年から平成 29 年の 5 年間で約 3,157 人減少しています。

年齢別にみると、高齢者人口は増加していますが、生産年齢人口、年少人口は減少しています。

図表 年齢 3 区分別人口の推移



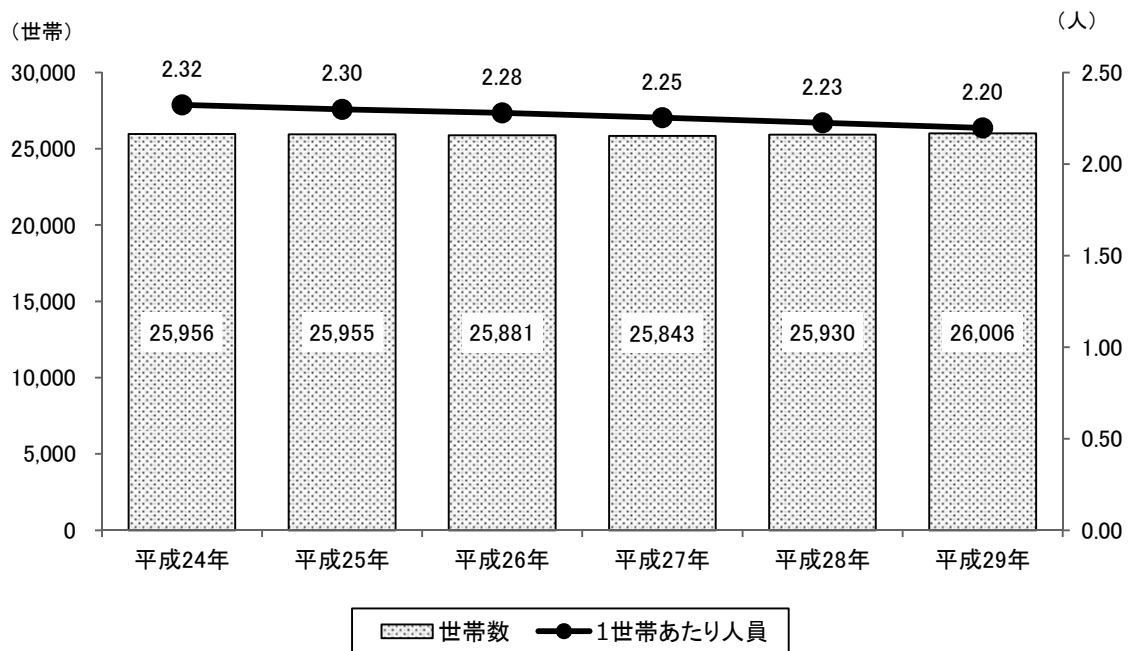
資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

（２）世帯の状況

本市の世帯数は、平成 29 年 10 月 1 日現在で 26,006 世帯となっており、平成 24 年から平成 27 年までは緩やかな減少傾向が見られます。

1 世帯あたり人員も減少傾向にあり、平成 24 年の 2.32 人から平成 29 年には、2.20 人となっています。核家族化の進展や一人暮らしの増加がうかがえます。

図表 世帯数及び 1 世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

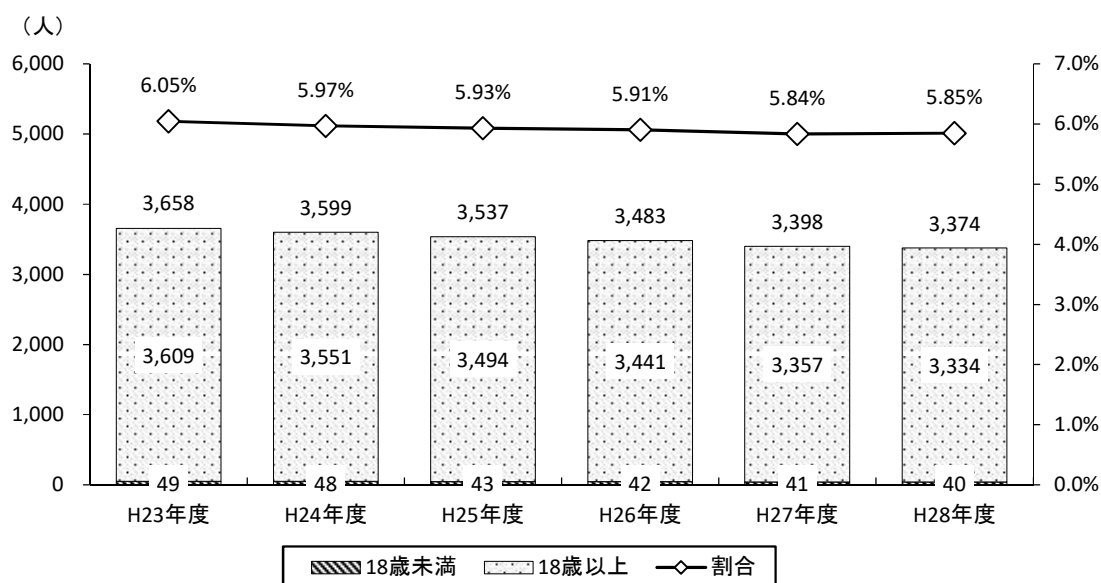
2 障害者手帳の所持者数等

(1) 身体障がい者

本市における身体障害者手帳所持者数は、平成 23 年度以降緩やかな減少傾向にあり、平成 28 年度末現在で 3,374 人となっています。総人口に占める割合は、平成 23 年度から平成 27 年度まで減少傾向にあり、平成 28 年度末現在では 5.85%となっています。

等級別にみると、すべての等級において平成 23 年度と平成 28 年度を比較すると減少傾向にあります。また種類別にみると、「肢体不自由」及び「内部障がい」が多くを占めています。

図表 身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

区 分		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
等 級 別	1 級	1,069	1,061	1,023	1,029	1,005	1,023
	2 級	559	544	518	501	490	476
	3 級	621	606	598	586	575	562
	4 級	799	798	819	799	787	777
	5 級	332	321	314	306	297	299
	6 級	278	269	265	262	244	237
種 類 別	視覚障がい	259	246	234	219	206	195
	聴覚・平衡機能障がい	356	355	351	350	340	340
	音声・言語・そしゃく機能障がい	42	43	45	39	38	41
	肢体不自由	1,945	1,925	1,890	1,848	1,801	1,785
	内部障がい	1,056	1,030	1,017	1,027	1,013	1,013
合計		3,658	3,599	3,537	3,483	3,398	3,374

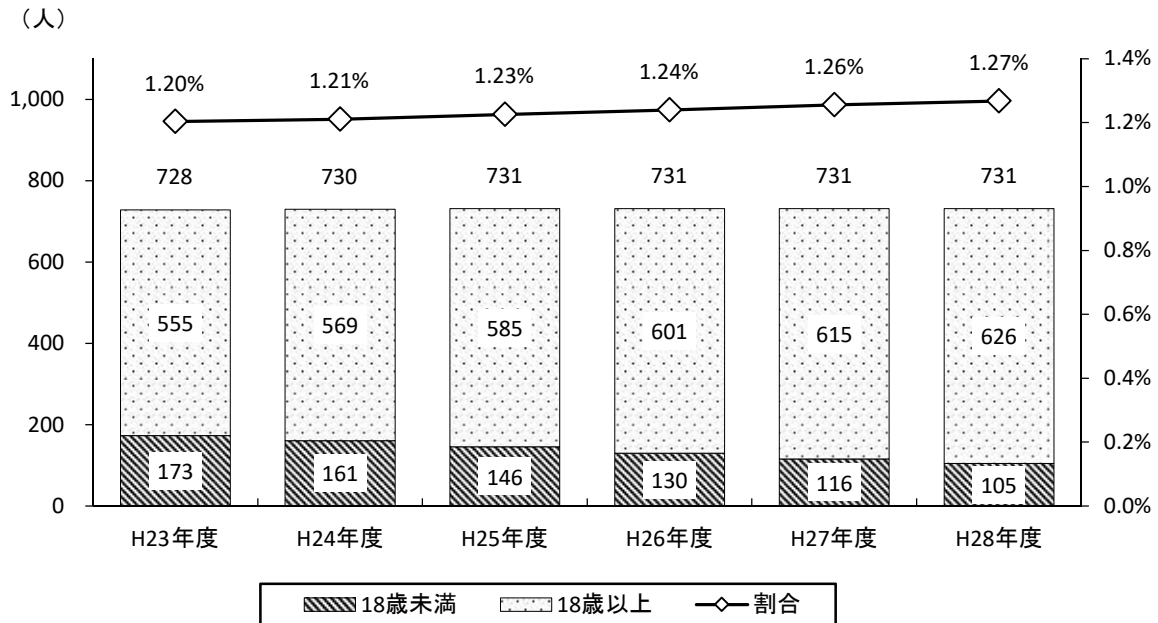
資料：宇佐市福祉課（各年度末現在）

(2) 知的障がい者

本市の療育手帳所持者数は、平成 25 年度以降横ばいで推移しており、平成 28 年度末現在で 731 人となっています。総人口に占める割合は緩やかに増加しており、平成 23 年度から平成 28 年度の 5 年間で 0.07 ポイント増加し 1.27%となっています。

等級別にみると、すべての等級でほぼ横ばいで推移しています。

図表 療育手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

区 分		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
等級別	A1	112	112	112	112	112	112
	A2	150	150	150	150	150	150
	B1	186	187	187	187	187	187
	B2	280	281	282	282	282	282
合計		728	730	731	731	731	731

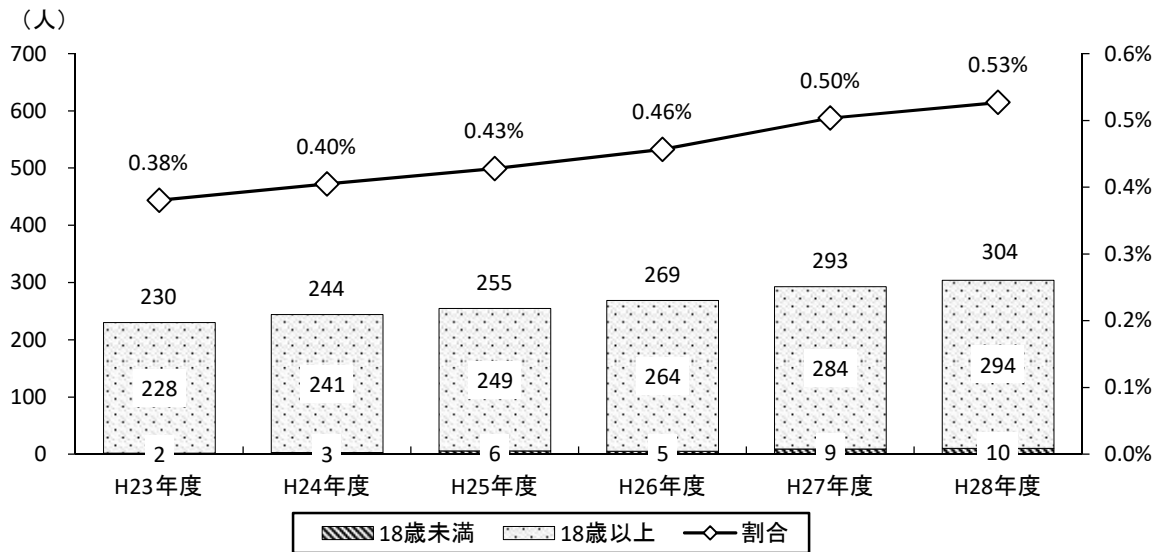
資料：宇佐市福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障がい者

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 23 年度以降増加傾向にあり、平成 28 年度末現在で 304 人となっています。また、総人口に占める割合も増加しており、平成 23 年度から 5 年間で 0.15 ポイント増加し、平成 28 年度は 0.53%となっています。

等級別では、すべての等級で一部の年を除いて、増加傾向にあります。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

区 分		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
等級別	1 級	16	16	14	16	19	19
	2 級	158	175	184	187	198	203
	3 級	56	53	57	66	76	82
合計		230	244	255	269	293	304

資料：宇佐市福祉課（各年度末現在）

（４）障がい者の医療制度

障がい者の医療制度には、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）及び重度心身障害者医療費給付事業（重度医療）があります。

【更生医療】

疾病、負傷そのものの治療でなく、一般医療によって既に治癒した障がいのある人に対し、生活能力の向上や社会活動を容易にするために、障がいの除去・軽減を図ることを目的とし、必要な医療費の一部を給付するものです。

例えば、肢体・心臓等の手術や腎臓機能障がい除去する人工透析療法などがあります。

（単位：人、千円）

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
支給人数	276	249	235	250	254	263
公費負担額 （市）	115,462	118,484	121,745	96,616	106,467	121,604

【育成医療】

身体上の障がいを有する児童、または罹患（りかん）している疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童（いずれも 18 歳未満）であって、確実な治療効果を期待し得る場合、必要な医療の給付を行うものです。

例えば、肢体、心臓等の手術や唇顎口蓋裂に伴う歯科矯正療法などがあります。

（単位：人、千円）

	H23 年度※	H24 年度※	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
支給人数			15	22	15	13
公費負担額 （市）			961	1,198	374	1,010

※平成 25 年度より、県から市への権限移譲のため市町村公費負担が発生。

【精神通院】

精神疾患のために通院による医療を受ける場合、継続的に医療費の負担がかかります。そのような方々のために、通院にかかる医療費の負担を軽減するものです。

例えば、統合失調症や気分障がい、てんかん等の精神疾患の治療があります。

（単位：人、千円）

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
支給人数	636	676	728	743	793	814
公費負担額 （県）※	2,429,795	2,558,131	2,699,657	2,792,086	2,940,059	2,954,066

※県事業のため、大分県全体の医療費（公費）を計上。

【重度医療】

重度心身障がいのある人や児童の疾病または負傷について、医療保険による給付が行われた場合には、その自己負担額（食事療養費を除く）を公費で負担するものです。ただし、所得制限があり、一部自己負担になる場合があります。

（単位：人、千円）

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
支給人数	1,649	1,634	1,582	1,563	1,544	1,543
公費負担額 （市）	133,146	132,814	126,641	123,437	121,557	121,335



3 地域資源の状況

(1) 障がい福祉サービス等提供事業所

①障がい福祉サービス

市内の障がい福祉サービス提供事業所の設置状況は以下の通りです。

図表 障がい福祉サービス提供事業者の状況

事業項目	事業所数
居宅介護	16
重度訪問介護	15
同行援護	7
行動援護	3
重度障害者等包括支援	1
生活介護	9
自立訓練（機能訓練）	1
自立訓練（生活訓練）	2
就労移行支援	4
就労継続支援A型	6
就労継続支援B型	10
短期入所（福祉型）	6
共同生活援助	38
宿泊型自立訓練	1
施設入所支援	4
計画相談支援	6
地域移行支援	6
地域定着支援	6
児童発達支援	2
放課後等デイサービス	3
保育所等訪問支援	1
福祉型障害児入所施設	1
障害児相談支援	6

資料：宇佐市調べ（平成 29 年 7 月末現在）

②地域生活支援事業

市内で地域生活支援事業を提供している事業者は以下の通りです。

図表 地域生活支援事業提供事業者の状況

【必須事業】

事業項目	事業所数	備考
自発的活動支援事業	3	委託
相談支援事業	3	委託
意思疎通支援事業	1	市外に委託
手話奉仕員養成研修	1	市外に委託
移動支援事業	9	
地域活動支援センター	1	委託

【任意事業】

事業項目	事業所数	備考
訪問入浴サービス事業	1	
日中一時支援事業	5	
巡回支援専門員整備事業	1	委託
その他日常生活支援	1	
障害者虐待防止対策支援	1	委託

資料：宇佐市調べ（平成 29 年 7 月末現在）

(2) 相談支援

①障がい児・者相談支援事業所

障がいのある人の自立した社会生活の実現を目的として、障がいのある人からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、現在市内の事業所では指定一般相談支援事業所が6か所、指定特定相談支援事業所が6か所、指定障害児相談支援事業所が6か所、相談業務に携わっています。

②民生委員・児童委員

心身に障がいのある人や地域の要援護者などの自立更生を援助指導するとともに、関係機関と協力して、地域福祉の増進に努めるため、厚生労働大臣から委嘱された 179 名が活動しています。



4 アンケート調査の概要

(1) 実施概要

①調査の目的

このアンケート調査は、本計画の策定に向けて、市民の皆様の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるために実施しました。

②調査の概要

- 調査対象：市内在住で身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの中から無作為抽出した 1,500 名
- 調査期間：平成 29 年 8 月 1 日～平成 29 年 8 月 29 日
- 調査方法：郵送による調査票の配付・回収
- 配付・回収

配付数	回収数	回収率
1,500 人	857 人	57.1%

③調査結果の見方

この報告書の分析結果を読む際の留意点は以下の通りです。

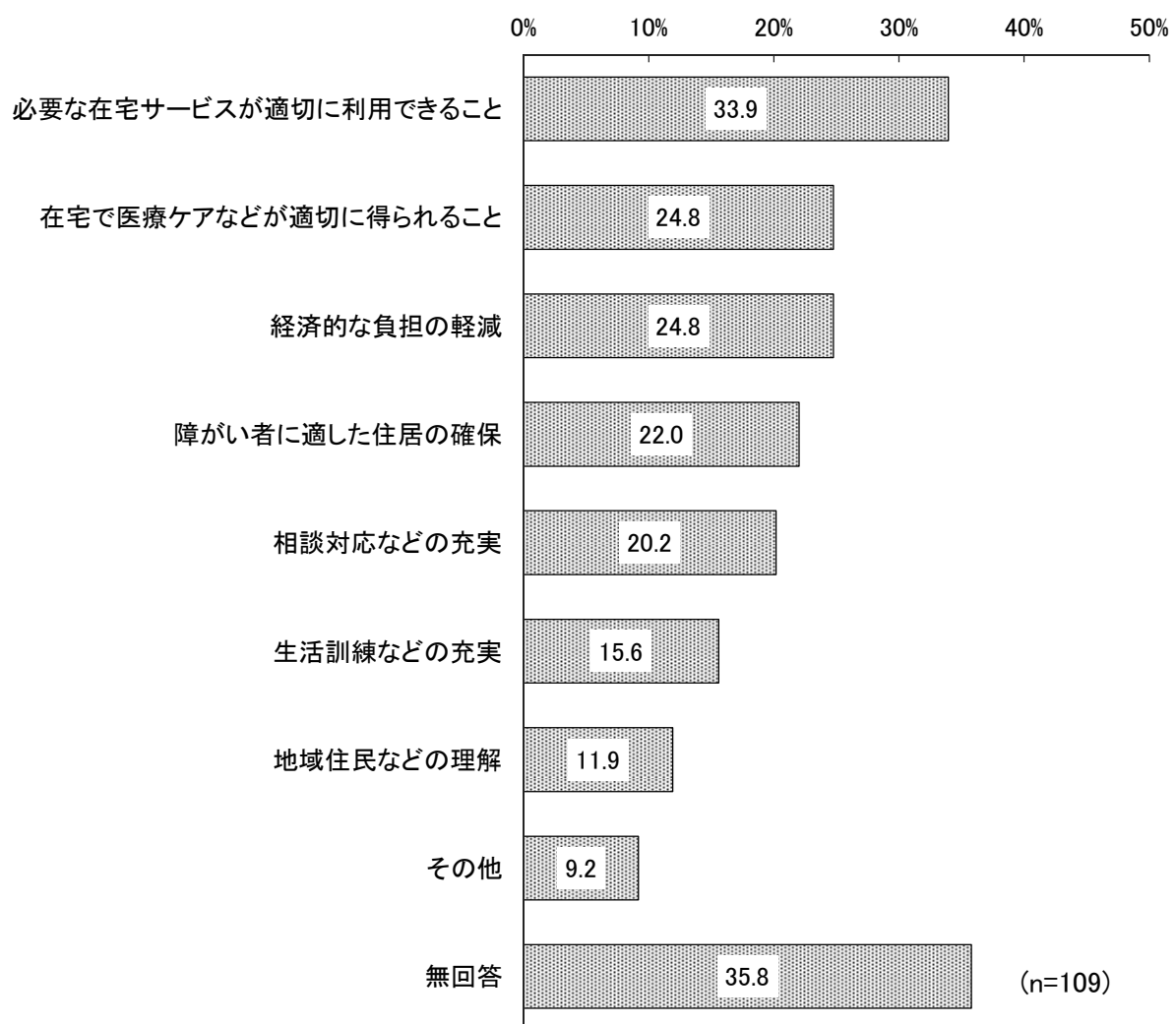
- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第 2 位以下を四捨五入し、小数第 1 位までを表記します。このため、すべての割合の合計が 100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、すべての割合の合計が 100%を超えることがあります。

（２）福祉に関するアンケート調査結果概要（調査項目抜粋）

問 20 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

地域で生活するために必要な支援は、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 33.9%と最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「経済的な負担の軽減」が 24.8%、「障がい者に適した住居の確保」が 22.0%、「相談対応などの充実」が 20.2%、「生活訓練などの充実」が 15.6%、「地域住民などの理解」が 11.9%となっています。

【地域で生活するために必要な支援】

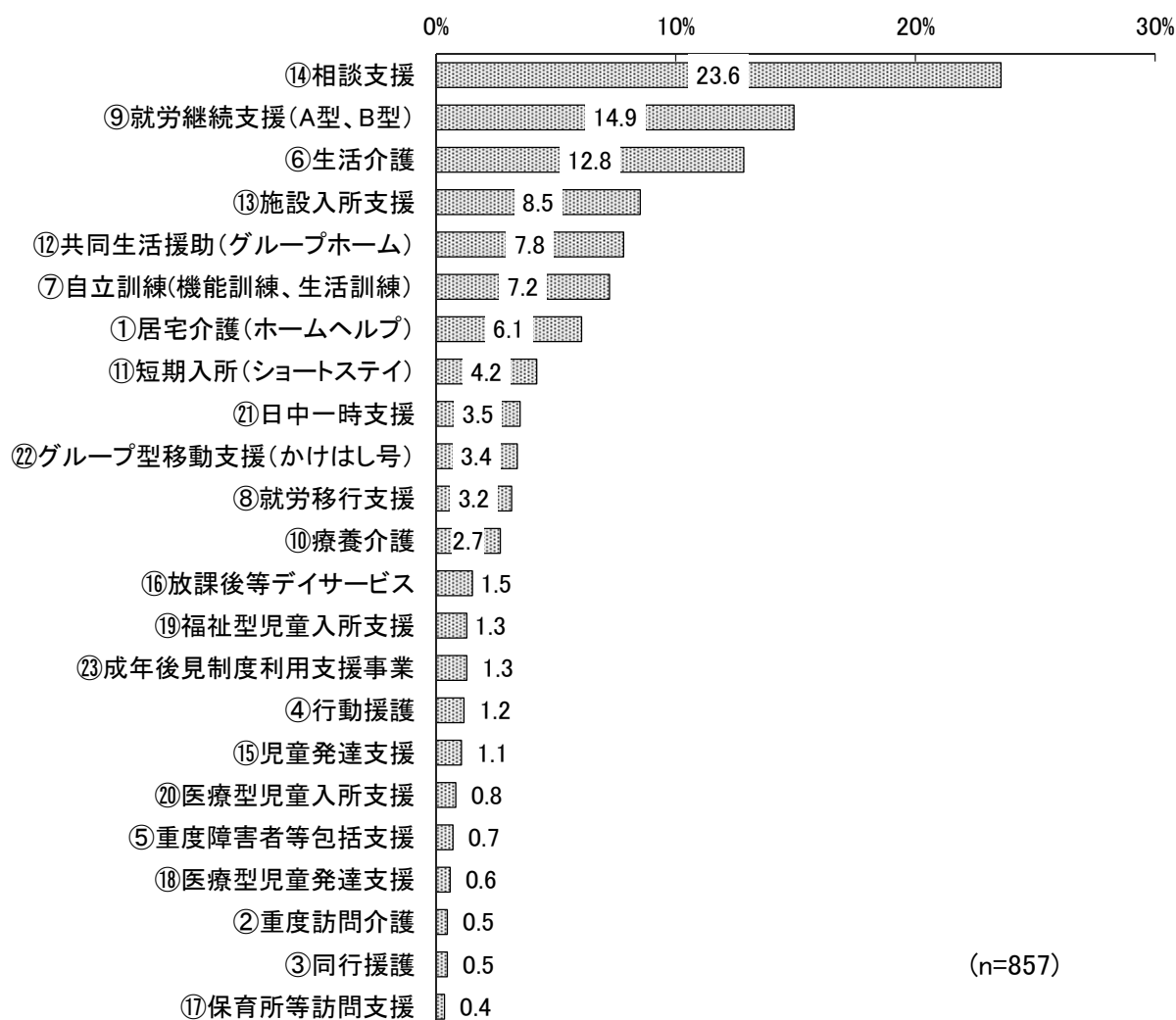


問 34 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(①から⑳のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(番号に○)してください)

問 34-① 現在、利用している障がい福祉サービス

サービスの利用状況は「⑭相談支援」が 23.6%と最も高く、次いで「⑨就労継続支援(A型、B型)」が 14.9%、「⑥生活介護」が 12.8%、「⑬施設入所支援」が 8.5%、「⑫共同生活援助(グループホーム)」が 7.8%、「⑦自立訓練(機能訓練、生活訓練)」が 7.2%、「①居宅介護(ホームヘルプ)」が 6.1%、「⑪短期入所(ショートステイ)」が 4.2%となっています。

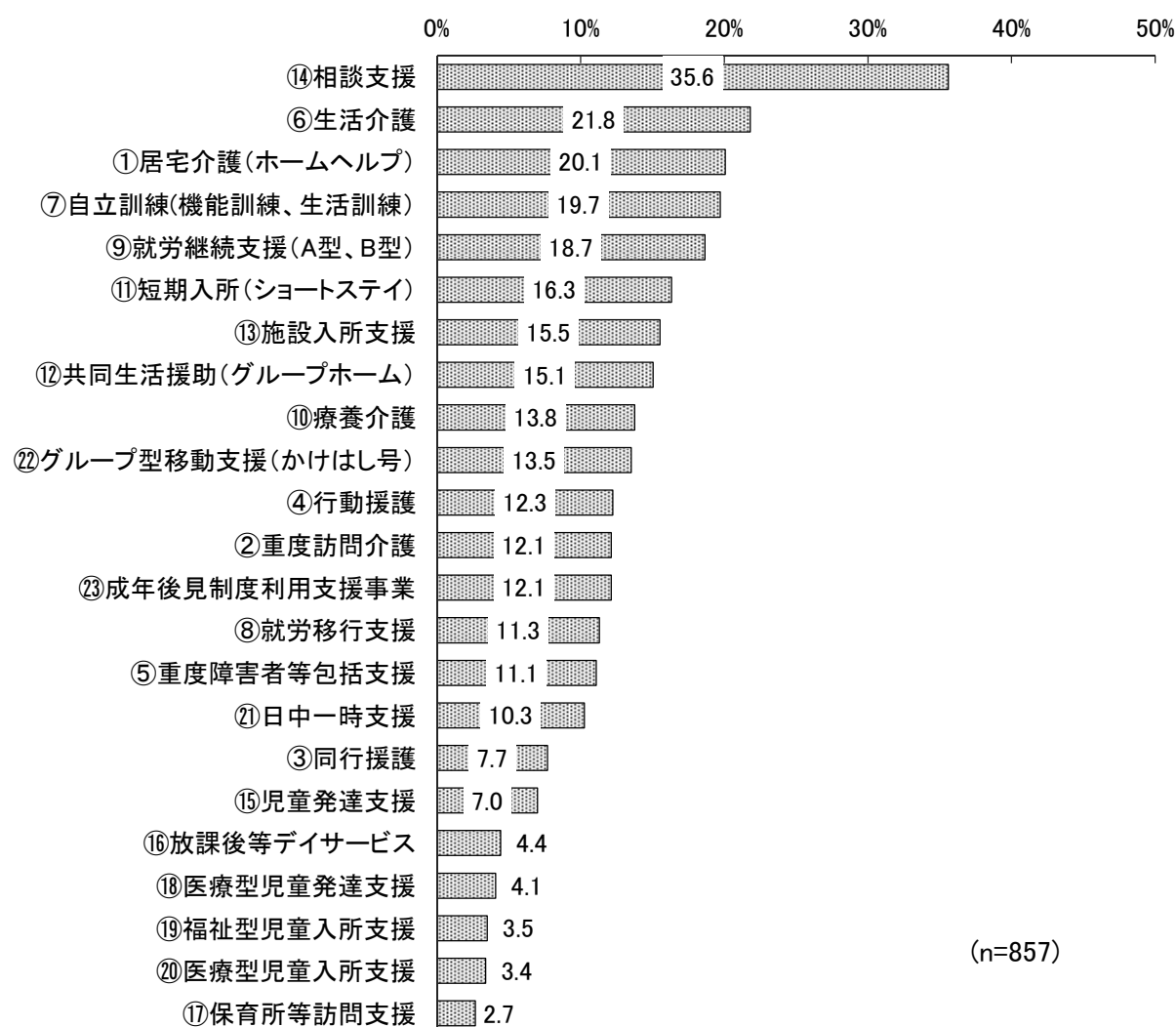
【現在、利用している障がい福祉サービス】



問 34-② 今後、利用したいと思う障がい福祉サービス

サービスの利用意向は「⑭相談支援」が 35.6%と最も高く、次いで「⑥生活介護」が 21.8%、「①居宅介護(ホームヘルプ)」が 20.1%、「⑦自立訓練(機能訓練、生活訓練)」が 19.7%、「⑨就労継続支援(A型、B型)」が 18.7%、「⑪短期入所(ショートステイ)」が 16.3%、「⑬施設入所支援」が 15.5%、「⑫共同生活援助(グループホーム)」が 15.1%、「⑩療養介護」が 13.8%、「⑫グループ型移動支援(かけはし号)」が 13.5%となっています。

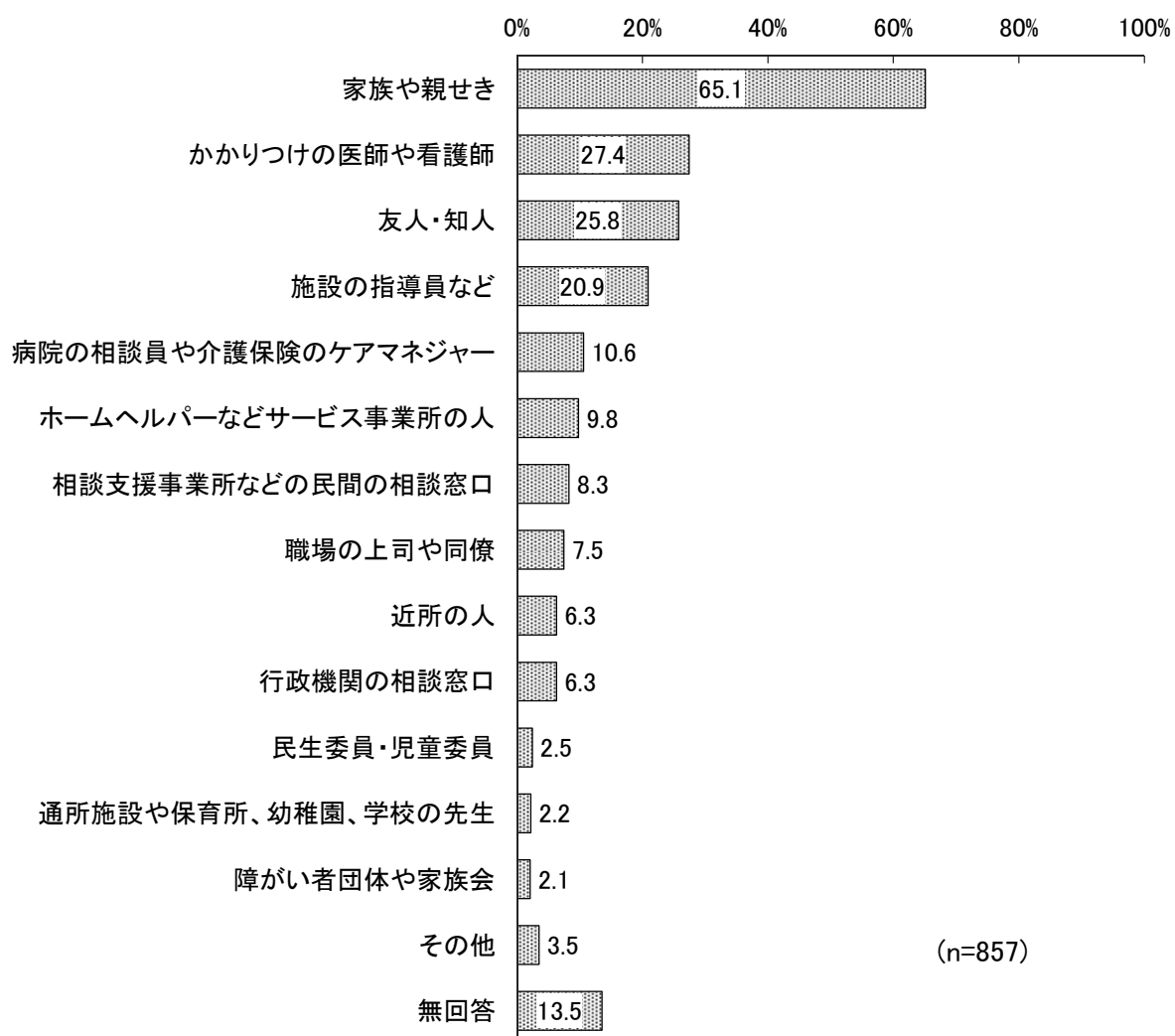
【今後、利用したいと思う障がい福祉サービス】



問 35 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

悩みや困ったことの相談相手は、「家族や親せき」が 65.1%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 27.4%、「友人・知人」が 25.8%、「施設の指導員など」が 20.9%となっています。

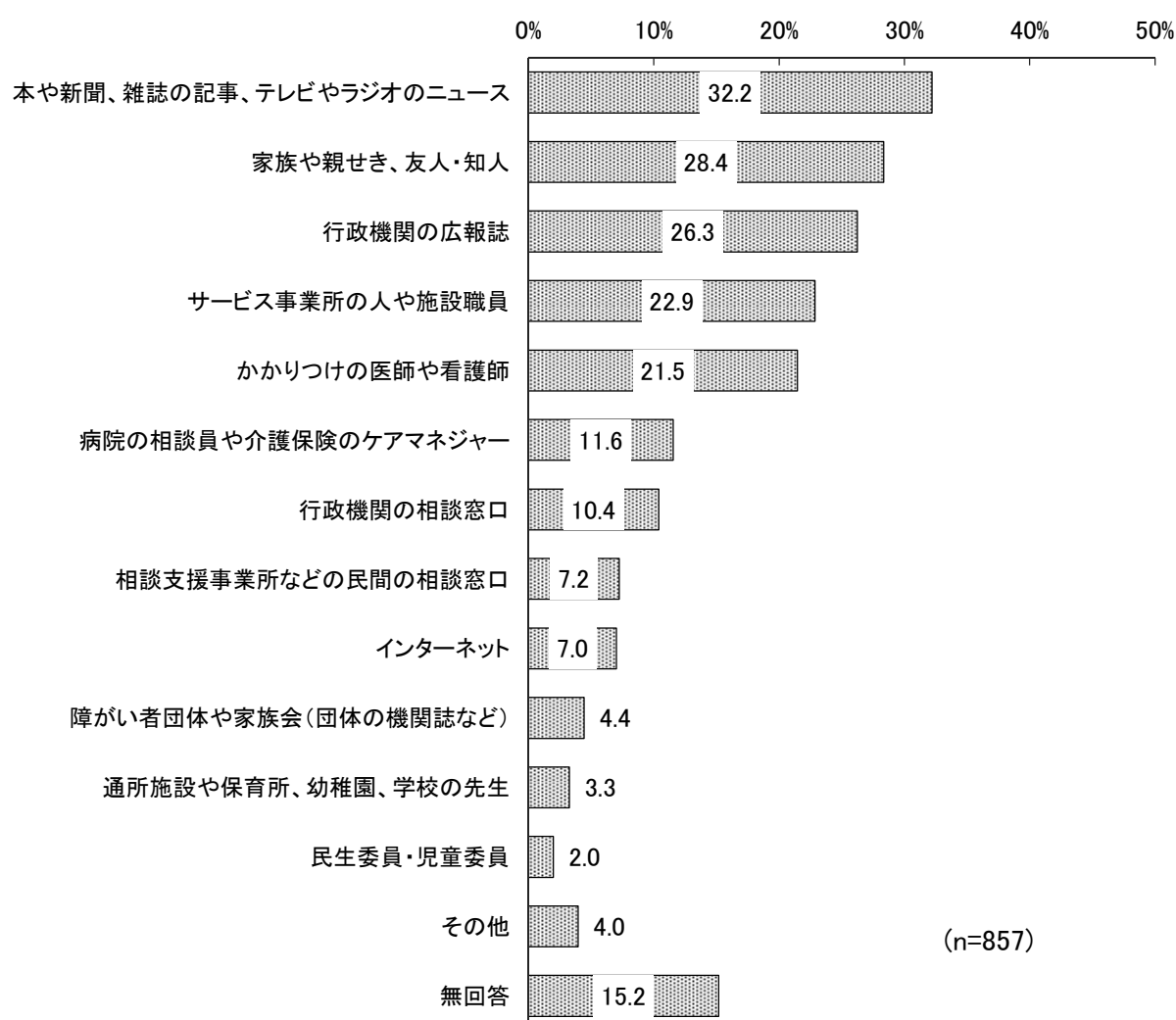
【悩みや困ったことの相談相手】



問 36 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の取得先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 32.2%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が 28.4%、「行政機関の広報誌」が 26.3%、「サービス事業所の人や施設職員」が 22.9%、「かかりつけの医師や看護師」が 21.5%となっています。

【障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の取得先】



（３）集計結果から見える課題

◆地域生活に必要な支援

地域で生活するために必要な支援として、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が33.9%と最も高い回答率を得ていることから、障がい福祉サービスの強化が求められていることがわかります。

また、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「経済的な負担の軽減」が高い回答率を得ていることから、経済的なサポートや在宅医療体制の強化が必要であると推測されます。

◆障がい福祉サービスのニーズ

障がい福祉サービスについて、「相談支援」が現在の利用率、今後の利用意向ともに最も高くなっています。また、「生活介護」「居宅介護(ホームヘルプ)」「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」も今後の利用意向が大幅に上回っており、日常の基本的な行動にかかわるサービスの充実が期待されていると考えられます。

今後は、相談支援を最重要課題と位置づけ、その他の障がい福祉サービスの真のニーズを汲み取り、必要なサービスに結び付けていくことが必要であると推測されます。

◆相談相手について

悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が65.1%と半数以上の回答率を得ており、他にも「かかりつけの医師や看護師」「友人・知人」など身近な人が回答率の高い傾向にあります。

一方で、「行政機関の相談窓口」「相談支援事業所などの民間の相談窓口」などが回答率の低い傾向にあり、障がい者施策として更なる整備が必要であると推測されます。

◆情報の取得先について

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の取得先については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が最も高い回答率を得ています。

一方で、「行政機関の相談窓口」「相談支援事業所などの民間の相談窓口」などが回答率の低い傾向にあり、障がい者施策として更なる整備が必要であると推測されます。

5 関係団体ヒアリング調査の概要

(1) 実施概要

市内の福祉関係団体及び障がい福祉サービス提供事業者等を対象とし、障がいのある人への支援の実態やニーズ、意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査およびヒアリング調査を実施しました。

- 調査対象：本市に所在する福祉関係団体および本市に所在する福祉サービス提供事業所
- 調査期間：平成 29 年 8 月
- 調査方法：郵送配付・郵送回収・対面ヒアリング
- 配付・回収

	配付数	回収数	回収率
福祉関係団体	8 件	8 件	100%
福祉サービス提供事業所	27 件	27 件	100%

福祉関係団体には、市内の障がいのある人の現状をはじめ、活動していく上での課題や問題点を尋ねています。福祉サービス提供事業所等については、主に障がい福祉サービス等に対するニーズやサービスの質を向上させるための取組などについての状況を尋ねています。

また、両者に共通して、本計画策定に当たって、各団体や事業所で進めていこうと思う取組や、そのために行政（市）の取組として必要と思うこと及び提案等について意見を聴取しました。

ここでは、両者共通の本計画策定に当たっての意見（必要と思う取組）を抜粋し、回答内容の意図を変えない範囲で要約しています。

(2) ヒアリング調査結果概要

●福祉関係団体

- 日常利用できる交通手段が少なく、また利用しにくい。
- 各障がい者団体の運営側も高齢化が進んでおり、次の若い世代が少ない。
- 高齢ろう者の一人暮らしの方に対して、地域の見守りができていない。
- 市の窓口や課内に手話や点訳、音訳などの担当を配置してほしい。
- 障がい者に対する一般の方の理解、周知、交流を深めてほしい。
- 災害時に障がいごとに同一の避難所で過ごせるようにしてほしい。
- 障がい者やその保護者の方の高齢化が進んでいることから、「親なきあと」の支援体制を早期に確立してほしい。
- 各障がい者団体活動に対する支援や周知、お互いの連携などを深めてほしい。
- 障がい福祉サービスや介護保険サービスについて、対象者への周知が十分でない。市報への掲載、パンフレットの配付などをしてほしい。
- あしあとファイルが活用しづらい。重くて大きい・いつ必要なかわからない・記入する項目が多すぎる。

●福祉サービス提供事業所

- 福祉事業所職員向けの研修の機会が少ない。定員や回数を増やしてほしい。
- 福祉事業所職員の新規採用が難しい。人手不足である。
- 基本報酬が少ない、報酬体系も柔軟に対応してほしい。
- 就労系事業所の授産事業は最低賃金でも収支が厳しい。
- 訪問系サービス、短期入所やグループホームのサービスが少ない。
- 障がい者の就労に関して支援学校との連携を強化していきたい。
- 就労に関する情報や、体験の機会がほしい。
- 障がいの程度によってどのような仕事ができるのか、モデルケースを知りたい。
- 自立支援に向けてのケアプランまでのプロセスを共通化した方が良い。
- 福祉事業所の運営の適正化について指導してほしい。
- ボランティアの確保が難しい。
- 医療的ケアを提供できる場所や、従事する看護師が少ない。
- 自立訓練（生活訓練）のサービスが不足している。
- 事業所評価による加算なども検討していただきたい。
- 重度障がい者へのサービスが不足している。
- 発達障がいのある方への支援や専門性の高い早期療育ができるサービスがない。
- 生きる力を引き出す、障がい者の当事者活動があると良いのでは。

第 2 編 障がい者計画

第 3 章 障がい福祉施策の体系と事業

1 生まれてから大人になるまで支援する「まち」

(1) 早期発見と早期療育

【現状と課題】

- 乳児一般健康診査や1歳6か月児健診、3歳6か月児健診、5歳児発達相談会の受診率は90%を超えており、気になる子どもには発達相談会などで早期療育の支援をしています。
- 生後4か月までの「赤ちゃん訪問」率は99%を超えており、母子健康手帳を活用するよう指導しています。
- 乳幼児健診の未受診者には個別通知や電話、家庭訪問などで受診勧奨し、全員の状況把握をしています。
- 乳幼児健診などで発達が気になる子どもや不安を持つ保護者は専門医や専門スタッフによる発達相談会や専門機関につなげ、関係機関と連携して継続支援しています。
- 早期療育につながるよう、平成26年度「子育て応援パンフレット」を作成し、平成28年度に改訂を行い、保育所等への配付を行いました。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 乳幼児健診の丁寧な受診勧奨をし、子どもの発育発達の相談に応じ、適切な指導、疾病や障がいの早期把握、早期治療、早期療育の支援をしていきます。
- 母子健康手帳交付時などに聞き取りをし、生後4か月児までの全戸訪問を徹底し、健診や教室、相談会、保健師の家庭訪問などを通じて早期に関わるようにします。
- 乳幼児健診の未受診者には再度通知や電話、家庭訪問などで受診勧奨をしていきます。また、必要に応じて関係機関と連携を取りながら、状況把握をし、必要な支援をしていきます。
- 乳幼児健診などで発達が気になる子どもや不安を持つ保護者に対しては、専門医などの専門スタッフによる発達相談会や専門機関につなげ、継続して関係機関と連携して支援していきます。
- 「子育て応援パンフレット」の改訂・発行を行うとともに、宇佐市子育て支援サイト「うさここ」等でも関係機関等の紹介を行っていきます。

(2) 支援ファイル「あしあと」

【現状と課題】

- 特別な配慮や支援を必要とする子どもたちや保護者へ、平成 23 年度から子どもの成長や支援情報を記録する「あしあと」ファイルの配付を行っています。しかし、療育などの支援を受けている場合でも「あしあと」ファイルを持っていない保護者もいます。
- 「あしあと」ファイルの内容や活用方法について、特別支援連携協議会（教育委員会、市（福祉課、子育て支援課）の関係各課や学校事業所等関係機関、保護者代表などにより構成）の中で協議しながら共通理解し、利用する保護者に説明しています。
- 幼少期より持っている子どもは、就学前に「あしあと」ファイルのデータを基に就学相談を実施しています。就学後は教育支援計画及び個別の指導計画を基にファイル支援の継続を行っています。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 特別な配慮や支援を必要とする子どもたちや保護者への配付を行うとともに、早期支援体制確立の視点から、関係機関とのさらなる連携を図り、「あしあと」ファイルの活用を進めていきます。
- 特別支援連携協議会により協議しながら共通理解し、各関係機関により、利用する保護者に使い方等を説明していきます。
- 保護者が「あしあと」ファイルを活用しやすくなるよう、記入内容や携行しやすいサイズ等についても見直しを協議します。

(3) 療育

【現状と課題】

- 平成 24 年度より児童デイサービスが児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業に分かれ、平成 29 年 4 月 1 日現在、市内に児童発達支援 2 か所、放課後等デイサービス 4 か所（基準該当を含む）があります。
- 市内には療育を行う医療機関がないため、隣市の療育機関に通う必要があります。
- 保護者会「おひさま」「キラキラねっと」を定期的を開催し、保護者同士の交流を図る機会をつくりました。また、保護者会の周知に向けチラシを作成しました。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 安心院・院内地域には児童発達支援事業所がないため、適切な支援やサービスにつながるよう、保育所や子育て支援拠点との連携を強化していきます。
- 医師会等との連携を強化し、身近な所で療育や医療機関を受診できる地域づくりを目指します。
- 保護者会の周知を図り、保護者同士の交流、相互理解の場を設けていきます。

（４）保育と就学前教育

【現状と課題】

- 地域総合支援センターに委託し、発達障がい等の知識を有する巡回支援専門員が保育所等への訪問、保育士や保護者の困り事について助言等を行っています。また、ケースに応じて支援学校の特別支援教育コーディネーターとの同行訪問を行ったり、子育て支援課、教育委員会、児童発達支援事業所、相談支援事業所等へつないでいます。
- 発達障がいのある児童への支援については、「５歳児すこやか発達相談会」や「就学時健康診断」、巡回支援専門員整備事業、相談支援事業所からの情報提供等を通じて就学前までに子育て支援課や教育委員会、福祉課でほとんどの人が把握やフォローができるようになってきています。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 子育て、教育、医療、福祉等の関係機関と連携を図り、適切な支援や窓口につなげられるよう実施していきます。
- 巡回訪問につながっていない保育所等への訪問を拡大し、保育士や保護者へ障がいやその特性の早期把握・早期療育に向けた助言等の支援を行い、適切な支援に結び付けられるよう関係機関と連携・調整していきます。
- 児童発達支援センターと連携を図りながら、障がいのある子どもや保護者への通所支援や相談支援などの重層的な支援を提供するとともに、支援ネットワークを整備し、地域支援体制の強化を図ります。
- 発達障がいのある児童の障がい特性に応じた支援ができるようサービス事業所、相談支援事業所、医療機関、行政等の連携と支援体制の構築を目指します。
- 大分県発達障がい者支援専門員の会（県北支部）と連携し、支援者が気軽に相談できる場を設けるなど、支援者のサポート体制を充実していきます。

(5) 学校教育

【現状と課題】

- 学校生活で支援が必要な子どもたちには支援員を配置しています。
- 発達支援に関わる人材育成のため、さまざまな研修を行うとともに、支援の専門家育成のために特別支援免許の取得を進めています。
- 「あしあとファイル」を通じて、子どもたちの支援内容を学校、市福祉課、市教育委員会などの関係機関で共有し、それぞれの関係機関が子どもたちに適した支援を行えるように取り組んでいます。
- 高等学校在学中から学校と障がい者就業・生活支援センターが連携し、企業見学の調整や療育手帳の取得、障がい者職業センターへの同行など進路選択に係る支援を行っています。
- 必要に応じて、進学、進級時にスムーズな移行ができるよう保護者、学校、相談支援事業所等の関係者が集まり個別支援会議を行っています。しかし、福祉サービスや相談支援事業所につながっていない児童については、保護者や学校の個別の取組となっている場合が多いのが現状です。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 適切な教育や指導が受けられるよう、学校生活で支援が必要な子どもたちには支援員を配置します。
- 発達支援に関わる人材育成のため研修を行うとともに、特別支援免許の取得率をあげ、専門的な指導ができるように努めます。
- 「あしあと」ファイルを通じて、子どもの支援内容を、学校、市福祉課、市教育委員会などの関係機関で共有し、それぞれの関係機関が子どもたちに適した支援を行います。
- 障がいのある児童・生徒の特性や能力にあった職場（障がい福祉サービス事業所や一般企業等）への実習や進路選択ができるよう、高等学校、障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業所、行政の連携を強化し、本人の「働きたい」気持ちを支援するための支援体制を構築します。
- 入学や進学など発達段階に応じてとぎれなく支援が受けられるよう、障がいのある児童・生徒や保護者へ一貫した支援を行うための関係機関の組織づくりを行っています。

（６）放課後や長期休暇などの支援

【現状と課題】

- 就学児の放課後や長期休暇の支援の場として、放課後児童クラブや児童館、放課後等デイサービス事業所、日中一時支援事業所があります。
- 地域ぐるみで見守りながら育てることが重要であり、地域の放課後児童クラブとの連携は今後も必要です。
- 放課後等デイサービスについては、平成 24 年 4 月の制度改正以来、利用は増加傾向にあります。現在は 4 つの事業所（基準該当を含む）でサービスを提供しており、平成 28 年度は 1 か月あたり、延べ 688 人の利用がありました。
- 夏休みなどの長期休暇の日中活動の場として、平成 19 年度より夏休み等日中一時支援事業「すきっぷ」を実施してきましたが、放課後等デイサービスなどの子どもたちの過ごす場所（事業所）が充実してきたため、本事業の利用者数は年々減少しています。平成 29 年度については、2 日間の開催で延べ 7 人の利用がありました。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 安心院・院内地域には放課後等デイサービス事業所がないため、放課後児童クラブや児童館との連携を強化し、子どもたちの放課後を支援していきます。
- 「すきっぷ」については、日中一時支援としての役割は終了し、今後は利用者やボランティアのニーズにあった事業に内容を見直し、企画していきます。



2 「働く」にチャレンジ！「働きたい」を支援する「まち」

(1) 卒業後の進路

【現状と課題】

- 支援学校生の卒業後の進路については、行政、就業・生活支援センター、相談支援事業所等が参加し、支援学校の保護者を対象とした進路説明会を年2回、福祉的就労事業所見学会（働く場見学会）を年1回開催しています。
- 就労等しても職場に定着しないケースが多く、中途での離職や福祉サービス事業所の利用を辞めたときの対応が課題となっています。
- 支援学校卒業後もジョブコーチなどの専門職員が、個々の状況を把握しながら就労先の企業側へのアドバイスを含めた調整を図っていく必要がありますが、ジョブコーチを利用している事業所が少ないのが現状です。
- 市内には生活介護事業所が8か所（基準該当を含む）ありますが、重症心身障がいの人に対応できる施設がほとんどなく、市外の事業所を利用している人もいます。
- 日中活動を行う事業所が、旧宇佐市に集中しており、安心院・院内地域については2事業所と少ないのが現状です。
- 小中学校と比べ高等学校と行政のつながりが薄く、障害者手帳を持っていない生徒や福祉サービスにつながっていない生徒も多く、3年生になってから、卒業後の進路や手帳取得についての相談があるのが現状です。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 支援学校、行政、就業・生活支援センター、相談支援事業所が連携し、支援学校生の卒業後の進路について、子どもの特性や能力に合った適切な訓練等サービス事業所や職場へスムーズにつながるよう、保護者を対象とした進路説明会や福祉的就労事業所見学会（働く場見学会）を開催していきます。
- 中途離職した場合などの対応については、就業・生活支援センター、就労事業所、相談支援事業所等と連携して、とぎれのない支援を行っていきます。
- 障がいのある人が継続して働けるように、企業にジョブコーチについての周知や利用を促すとともに、ジョブコーチの充実等を国や県に求めています。
- 生活介護事業所等と連携し、重症心身障がいの人が利用できる事業所の拡充を図っていきます。
- 安心院・院内地域に居住する障がいのある人も、日中活動を行う事業所を利用できるよう送迎支援も含め福祉サービス事業所と協議していきます。
- 高等学校の先生に自立支援協議会就労支援部会や福祉的就労事業所見学会（働く場見学会）への参加の呼びかけ等を行い、高等学校と就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業所及び行政との連携や支援体制の強化を図っていきます。

（２）就労移行支援事業・就労継続支援事業

【現状と課題】

- 障害者総合支援法に基づいて、就労移行支援事業では、一般企業等で働くことを希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行い、また就労継続支援事業では、一般企業等で働くことが困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行っています。現在、就労移行事業所は４か所、就労継続支援Ａ型事業所は６か所、就労継続支援Ｂ型事業所は１０か所あります。
- 就労系福祉事業所の自主製品の開発、提供可能な物品及び役務の確認や受注促進を宇佐市官公需受注協議会において事業所と行政が一体となって協議を行っていますが、売り上げ増加につながっていないことから、購入や利用を拡大していく取組が必要です。
- 就業・生活支援センター、ハローワーク、商工会議所、就労系福祉事業所、相談支援事業所等をメンバーとする宇佐市自立支援協議会就労支援部会にて、一般就労への移行につながる取組等について協議を行っています。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 障害者総合支援法に基づく就労移行支援及び就労継続支援のサービス基盤の確保に努めるとともに、利用者の工賃向上を図り、より生きがい、働きがいにつながる作業の開拓を図っていきます。
- 就労系福祉事業所においては、新商品の開発や新たな役務の拡大を検討し、宇佐市官公需受注協議会において事業所と行政が連携して、販売促進や受注促進、販路の拡大に取り組めます。
- 宇佐市自立支援協議会就労支援部会にて、一般就労への移行につながる取組等について関係機関とともに協議を行っていきます。



（３）一般就労

【現状と課題】

- 障がいのある人が円滑に安心して就労継続できるように、宇佐市自立支援協議会就労支援部会において、行政、就業・生活支援センター、福祉サービス事業所、支援学校、相談支援事業所等が連携して活動を行っています。
- 就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業からの就労情報、実習の受け入れ等、福祉施設から求職の情報提供を行っています。
- 平成 25 年度に初版、平成 28 年度に改訂版と障がい者雇用を進めるための「就労支援ガイド」を作成し、企業への配付を行いました。「就労支援ガイド」では、障がいの特性や障がい者雇用をしている企業の事例紹介を行い、障がいのある人が一般就労へとつながるよう障がい者雇用の理解促進を図っています。
- 一般企業を対象とした福祉的就労事業所見学会を開催し、障がいのある人の就労への理解を深めてもらうとともに、福祉的就労事業所と企業との関係づくりを行っています。
- 相談支援事業所、就業・生活支援センター等において、障害者手帳の有無に関わらず、就労を希望する人の相談や関係窓口の紹介を行っています。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 障がいのある人が円滑に継続して就労できるよう、宇佐市自立支援協議会就労支援部会において、行政、就業・生活支援センター、福祉サービス事業所、支援学校、相談支援事業所等が連携して支援を行っていきます。
- 就業・生活支援センター、ハローワークと連携し、企業からの就労情報、実習の受け入れ等、福祉施設からの求職、福祉事業所への外注、作業受注、実習希望などの情報提供を図ります。
- 障がい者雇用を進めるための「就労支援ガイド」を企業への配付やハローワークが開催する障がい者就職説明会等で有効活用し、障がい者雇用への意識を高める取組や、ともに働くことの意義を考えられるような啓発を行っていきます。
- 企業を対象として、福祉的就労事業所見学会や宇佐市自立支援協議会就労支援部会参加への呼びかけを行い、企業と福祉的就労事業所の交流の機会を設けることで、意見交換や情報共有を図っていきます。
- 障害者手帳の有無に関わらず、就労を希望する人の相談や関係窓口の紹介に対応できるよう、学校、行政、就業・生活支援センター、相談支援事業所等と連携を強化します。

（４）官公需受注の促進

【現状と課題】

- 平成 25 年 4 月 1 日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、本市においては、宇佐市官公需受注協議会を設置しました。当初、協議会には 7 法人が参加していましたが、平成 26 年度に 2 法人が加入し、現在 9 法人が加盟しています。
- 官公需受注については、市福祉課と宇佐市官公需受注協議会において、受注のルールをつくっています。
- 多くの就労系事業所利用者に安定した所得が確保されるよう、販路拡大や活動内容のアピールを兼ねた協議を行っていますが、売り上げ増加につながっていないことが課題です。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 現在、未加入の事業所についても加入の促進を図り、引き続き官公需受注等の協議を積極的に行っていきます。
- 多くの利用者に安定した所得が保障されるよう、各事業所の商品や役務の開発、販路の拡大等の取組を宇佐市官公需受注協議会において協力して行っていきます。



3 「地域で暮らす」を当たり前、を支援する「まち」

(1) 障がいのある人が住みやすい地域づくり

①ユニバーサルデザインのまちづくり

【現状と課題】

- 公共施設等のバリアフリー化については、バリアフリー対策検討委員会による調査活動を進めるとともに、バリアフリーマップの作成に取り組んでいます。
- 平和ミュージアムや市新庁舎等の公共施設建設においては、「宇佐市公共施設等総合管理計画」に基づきバリアフリー化を行っています。
- 住宅での生活に不便さを感じているバリアフリー化が必要な人のために、住宅改修事業を行っています。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 公共施設等のバリアフリー化に向けて、今後も施設の現状を調査しながら、バリアフリーマップの作成等の取組を行っていきます。
- 公共施設等の新規整備や改修・更新に際しては、「宇佐市公共施設等総合管理計画」に基づきバリアフリー化を図るとともに、障がいのある人の意見が反映できるような関係機関との連携を行っていきます。
- 住宅改修事業については、障がいのある人だけでなく、業者に対しても制度の周知を推進していきます。また、市営住宅においては、建て替え時に、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化を行います。

②住まいの確保

【現状と課題】

- グループホームは市内に平成 29 年 4 月現在 36 か所（定員 238 名）あります。「親なきあと」の住まいの場として、施設入所を考えている保護者は多いものの、どこの施設も空きがなく入所待ちの状態です。
- 支援学校高等部の生徒や入所希望者に対し、入所施設での短期入所や、グループホームの体験利用についての情報提供を行っています。
- 「親なきあと」を見据えて、障がいのある人が安心して地域で暮らせるよう地域住民団体との連携強化を図る必要があります。
- 平成 26 年度より「地域移行のための安心生活支援事業」にて、自立に向けた一人暮らし体験ができる居室確保事業を実施しています。平成 29 年 8 月にかけて計 3 名の利用があり、いずれも体験を通して自立につながっています。

- 居住サポート事業では、障がいのある人の暮らしに役立つグループホームの入居状況の情報提供や、一人暮らしを始める障がいのある人や障がいのある人がいる世帯への電化製品等の無償貸与（暮らし応援企画）及び提供可能な家電等リストの相談支援事業所への配付を行っています。
- 福祉施設と地域住民の交流については、多くの福祉施設が地域の清掃活動や施設主催のイベント等を通して地域との交流を行っています。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 障がいのある人が住まいの情報を容易に得ることができるよう、グループホームや入所施設の空き状況等の情報提供を行います。
- （福）大分県社会福祉事業団の「親なきあと相談室」や相談支援事業所等と連携し、保護者が元気な頃から相談できる体制をとることにより、保護者への情報提供や不安軽減を図っていきます。
- 「地域移行のための安心生活支援事業」は、4か年を通して利用者計3名と、多くの利用にはつながっていません。この主な要因は、周知不足であると考えられるため、今後周知・促進活動を図るとともに、医療機関や相談支援事業所、行政が連携し、地域相談支援（地域移行・地域定着支援）の利用促進を図っていきます。
- 「暮らし応援企画」の物品管理を行い、電化製品等を必要としている人に提供することで、在宅生活を支援していきます。
- 障がいのある人が地域の中で安心して生活できるよう施設と地域の交流を継続するとともに、日常生活上の支援と併せ災害等非常時の支援が地域で行えるよう地域住民団体との連携を推進していきます。

③情報環境

【現状と課題】

- 視覚障がいや聴覚障がいのある人が、いつでも必要な情報を入手することができるよう、情報伝達手段への配慮が必要です。現在、手話通訳者を2名雇用し、窓口対応や生活支援を行っています。
- 宇佐市視覚障害者協会や宇佐市聴覚障害者協会との意見交換や取組の支援をしています。
- 広報の音声訳については、ボランティアグループが自主的に実施しています。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 「宇佐市手話言語・点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例」の制定に基づき、手話言語の確立を図るとともに、障がいのある人がその障がい特性に応じて意思疎通できる環境づくりを進めます。

- 情報伝達やコミュニケーション環境の充実等、今後も関係団体と連携を深めながらきめ細かな支援につなげていきます。
- 障がいのある人が、容易に情報を得られるよう、音声訳や点字の広報について取り組んでいきます。

④防犯・防災

【現状と課題】

- 「宇佐市地域防災計画」、「宇佐市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、高齢者・障がい者などの要配慮者のうち、災害時に自力で自ら避難することが困難な人のうち支援を必要とする「避難行動要支援者」の名簿を作成し、災害時の要配慮者等の安心安全の確保に努めています。
- 災害時において、一般の避難所での生活が困難であり、身体等の状況が緊急入所や緊急入院に至らない程度の人の避難所として、市内の26か所の障がい者施設等と「災害時における福祉避難所」の設置に係る協定を結んでいます。今後は、市における「福祉避難所開設・運営マニュアル」の作成や、協定施設での「運営マニュアル」の作成やニーズに合わせた協定施設の設置が必要です。
- 地域の自治組織や民間施設において、障がいのある人やボランティア等が参加した避難訓練を実施しています。
- 障がいのある人が消費者犯罪にあった場合は、相談支援部会で情報共有し、必要に応じ関係機関と連携して対応するようにしています。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 「宇佐市地域防災計画」、「宇佐市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき作成する「避難行動要支援者名簿」について、平常時から消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの避難支援関係者と情報共有を行い、それぞれの要支援者の「個別支援計画」の作成を推進していきます。
- 福祉避難所の「開設・運営マニュアル」の作成、協定施設への「開設マニュアル」の策定の推進及び、福祉避難所が必要な人や支援内容の把握を行い、災害時に適切な「福祉避難所」運営が行えるよう取り組んでいきます。
- 障がいのある人が安全に避難できるよう、福祉施設や地域住民と連携した避難訓練の実施に努めていきます。また、障がい種別ごとの避難所の在り方も検討していきます。
- 障がいのある人が消費者犯罪に巻き込まれないよう、事業所や関係機関との情報共有等の連携や啓発を推進します。

（２）移動のための支援

【現状と課題】

- 移動支援事業（個別型・グループ型）について、個別型の利用は自立支援給付における行動援護、同行援護に移行したことで減少傾向にありますが、グループ型における「かけはし号」の利用は横ばいとなっています。グループ型に関しては、利用促進会議を2か月に1度開催したり、新規ボランティア向けの講習会を随時開催していますが、ボランティアの確保が難しいのが現状です。
- 自動車の改造や運転免許取得に対する助成制度の周知により、毎年度利用者数が微増しています。特に、就労のために運転免許取得を目指す人が多く、自動車の買い替えの際には、再度改造に対する助成を受ける人が多い状況です。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 移動支援事業（個別型・グループ型）は障がいのある人の社会参加及び自立の促進には必要不可欠であり、今後も継続していきます。また、グループ型については、日帰りのみの利用に制限していますが、ボランティアの負担軽減や利用促進のため宿泊等を含めた制度運用を検討していきます。
- 行動援護、同行援護の制度の周知に努め、移動に支援が必要な人が利用できるように予算措置等に努めていきます。
- 支援学校等に自動車の改造や運転免許取得に対する助成制度の周知を図っていきます。
- 重度障がい者の、日常生活の利便性の向上や社会活動の範囲の拡大を図るため、タクシー券の助成導入に取り組みます。

（３）地域生活のためのさまざまな支援

①自立支援給付や地域生活支援事業による日常の生活支援

【現状と課題】

- 6事業所を特定相談支援事業所として指定しており、障がい福祉サービスの利用に係る計画を作成していますが、計画作成業務の増加により人的な余裕がないのが現状です。
- 居宅介護事業所においては全体的にヘルパーが不足しているのが現状です。
- サービスの利用者に、適切に提供できるよう相談支援事業所管理者会議等を通して指導を行っています。また、個別支援会議及びモニタリングにおいて、サービスの必要性及び適正について話し合っています。
- 地域移行及び地域定着等の相談支援を行う指定一般相談支援事業所が現在、市内に6か所あります。

- サービスの利用者のうち、65 歳を迎えて介護保険制度へ移行する人が増えています。
- 自立支援給付等に関する制度については、障害者手帳交付の際に説明したり、市ホームページへ掲載を行い、啓発・情報発信をしています。
- 手話をコミュニケーション手段として利用されている人への理解促進のために実施している手話奉仕員養成講座の受講者数は年々減少傾向にあります。また、手話通訳派遣の個人依頼が多く、生活の一部として手話通訳の派遣があります。
- 地域交流の場である地域活動支援センターの年間延べ利用者数は若干の増加傾向にあり、特にイベント時の参加者が多い状況にあります。
- 地域生活支援事業は、国の統合補助金で事業実施されており、市財政の負担超過が生じています。※負担率は例年同様です。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 地域での生活を支え障がいのある人のニーズをくみ上げる相談支援機能を充実させるために、相談支援体制の拡充に努めます。
- 特定相談支援事業所等に対しては、引き続き適切な相談対応を指導していきます。
- 個別支援会議やモニタリングを通じてサービス支給の客観性と適切な支給基準の確保を図ります。
- 地域生活を希望する障がいのある人について、地域移行及び地域定着等のサービスが利用しやすいように相談支援事業所や入所施設、精神科病院と連携し制度の周知に努めていきます。
- 円滑な介護保険制度への移行を推進するため、介護保険課及び地域包括センター、サービス事業所と話し合う場を設けて連携を強化していきます。
- 市ホームページや広報誌等を活用し自立支援給付等に関する制度の啓発に努めます。
- 手話奉仕員養成講座の受講生が年々減少していることから、手話通訳者の育成に向けて、派遣事業や養成講座の周知を図っていきます。
- 地域活動支援センターにおいては、引き続き地域交流の場を提供するとともに、グループミーティング（当事者同士で意見交換する場）の利用者増に向けて周知を図っていきます。
- 地域生活支援事業の財源確保に向け、引き続き国及び県へ十分な財政措置を要望していきます。

②保健・医療

【現状と課題】

- 精神保健福祉・医療分野の現状としては、平成 29 年度より市自立支援協議会の専門部会に「精神保健福祉部会」を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて関係機関（市、医療機関、相談支援事業所、保健所）と協議を実施しています。

- 医療技術の進歩等を背景に、人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアが必要な人が増加傾向にあり、医療的ケアが必要な人やその家族を地域で支えられるよう、関係機関の連携協議の場として「医療的ケア検討会議」や「重症小児ケース支援会議」を開催しています。
- 在宅生活をする医療的ケアが必要な人や難病患者等を支援し、心身機能の維持回復を目的に行う訪問看護サービスや訪問リハビリの充実を図るため、医療関係機関の担当者にも支援会議に出席してもらい意見を聴いています。
- 医療費の一部を助成する自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）については、精神通院の増加が著しいものの、未だ制度を利用せずに高額な負担をしている人もいるため、病院や行政窓口での制度の周知が必要です。
- 重度の心身障がい者の健康を保持するため福祉医療費助成を継続していますが、窓口への申請書の提出が利用者の負担となっている現状があります。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 精神保健福祉分野の体制整備ができるよう、精神保健福祉部会において協議を行っていきます。その一環で、精神障がいのある人の社会復帰の促進を図るため、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進を図っていきます。
- 在宅で暮らす医療的ケアを必要とする人の増加も考えられることから、「医療的ケア検討会議」や「重症小児ケース支援会議」の開催等を通して、医療的ケアに関する地域ニーズや課題の把握を行い、社会資源の活用・強化を図ります。
- 障がいのある人の医療ニーズに応えられるように医療機関、訪問看護事業所、保健所等との連携を強化していきます。
- 障害者手帳の所持のみで自立支援医療を知らない人もいるため、病院からの紹介だけでなく、医療費の相談段階で制度の利用を薦めていきます。また、世帯の所得に応じて負担額が決定することを病院・申請者本人にも誤解がないように、きちんと説明をしていきます。
- 重度心身障害者医療費給付事業の利用者の負担軽減になるような支給方法の変更について、県へ要望していきます。

③家族介護者への支援

【現状と課題】

- 家族の就労や介護負担の軽減のため、短期入所や日中一時支援の利用を希望する人が増加しています。
- 短期入所を実施している事業所が6か所、日中一時支援を実施している事業所が5か所ありますが、夜間や休日などの利用ニーズが高く、利用しにくい状況となっています。
- 保護者会「おひさま」「キラキラねっと」を定期的を開催し、保護者同士の交流を図る機会をつくっています。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 障がいのある人や家族が安心して地域生活を送れるよう、緊急時や「親なきあと」に対応できる支援体制の整備を行っていきます。
- 家族の介護負担の軽減を図るため、相談支援事業所と連携し、短期入所や日中一時支援等のサービスの情報提供を行っていきます。
- 生活、就労、介護等家族が必要としている幅広い情報の共有と提供に努めていきます。
- 保護者会「キラキラねっと」や「おひさま」等の周知を図り、保護者同士の交流、相互理解の場を充実していきます。

④年金・手当の支給

【現状と課題】

- 障害年金の申請等については、市民課の年金窓口において相談・申請をしていただくようになっています。
- 各種手当・障害年金制度が該当すると思われる人には、障害者手帳交付時等に制度の説明を行うとともに、市民課の年金窓口への案内や市の広報等にて周知を行っています。
- 「あしあと」ファイルの中に障害年金申請に必要な書類を入れ、保護者に年金申請のイメージが持てるよう努めています。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 各種手当や障害年金制度が該当すると思われる人には、障害者手帳交付時等に制度の説明を行うとともに、市民課の年金窓口への案内や市広報や年金ガイドにて周知を行います。
- 「あしあと」ファイル配付時に、障害年金や申請書の記載方法の説明を行います。



（４）さまざまな障がいへの支援

①発達障がいのある人たちへの支援

【現状と課題】

- 発達障がいのある児童への支援については、「５歳児すこやか発達相談会」や「就学時健康診断」、巡回支援専門員整備事業、相談支援事業所からの情報提供等を通じて就学前までに子育て支援課や教育委員会、福祉課でほとんどの人が把握やフォローができるようになってきています。
- 大人の発達障がいに関する相互理解や支援者の知識向上に向けた取組については、事業所や支援者の個別の取組となっているのが現状です。
- 発達障がいのある人で就労を希望する人については、相談や福祉サービスの説明、関係窓口の紹介を行っています。
- 障害者手帳や福祉サービスの申請、各窓口で相談に来られた人へ「あしあと」ファイルの配付を行いました（市、相談支援事業所、小中学校、保育園・幼稚園・こども園など）。また、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任等が紹介をして配付する場合があります。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 「児童発達支援センター」と連携を図りながら、障がいのある子どもや保護者への通所支援や相談支援などの重層的な支援を提供するとともに、支援ネットワークを整備し、地域支援体制の強化を図ります。
- 大分県発達障がい者支援専門員の会（県北支部）と連携し、発達障がいのある人を支援している人が気軽に相談できる場を設けるなど、支援者のサポート体制を充実していきます。
- 障害者手帳の有無に関わらず、本人の障がい特性に合った職場や実習先の情報提供が行えるよう、学校、行政、就業・生活支援センター、相談支援事業所等の連携を強化し、就労を希望する人の支援を行っています。
- 特別な配慮や支援を必要とする子どもたちや保護者に「あしあと」ファイルを配付するとともに、保護者と関係機関が連携して「あしあと」ファイルの利用を活性化させ、定着して使えるような体制づくりを行っています。

②中途障がい者への支援

【現状と課題】

- 健康講演会の開催等、中途障がいの発生予防・早期発見に向けた啓発を行っています。また、毎月健康相談・食事相談等ができる場を設けたり、宇佐市健康づくり戦略の一つとして、健康増進・生活習慣病予防を目的に個人や団体で取り組める健康チャレンジ事業を実施しています。

- 中途障がい者に対しての初期段階での相談・対応や、生活、就労の支援については、特段の取組ができていない状況です。
- 中途障がいの中でも高次脳機能障がいについては、関係機関との支援体制の連携は図れていないのが現状です。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 中途障がいの発生予防・早期発見に向けた成人保健対策として、健康診査、健康教育、健康相談の機会を設け、健康に関する正しい知識の普及、生活習慣病予防や重症化防止対策、健康チャレンジ事業等を推進し、健康づくりに取り組めるよう支援していきます。
- 中途障がい者については、医療機関が起点となるケースが多いため、医療機関との情報共有を図るとともに、サービスや各種制度等の情報提供を行っていきます。
- 高次脳機能障がいについては、精神保健福祉部会において精神保健福祉分野の体制整備ができるよう関係機関（市、医療機関、相談支援事業所、保健所）と協議を実施する一環で、高次脳機能障がい者支援拠点等の支援機関との連携や相互理解を図っていきます。

（５）余暇活動への支援

【現状と課題】

- 障がいのある人の文化的活動の支援として、ピアサポート事業（将棋教室・絵手紙教室・音楽教室・クッキングクラブ）を行っています。また、スポーツ活動の支援として、スポレク大会や県障がい者スポーツ大会等への参加支援を行っています。
- 「ピアサポート・フェスティバル」を隔年で開催することにより、ピアサポート事業における各教室の活動成果を発表する場を設け、達成感を味わえる経験を支援しています。
- 地域生活支援部会を通じてピアサポート事業へのボランティア募集を行い、関係機関への情報発信を行っています。
- グループ型移動支援事業では外出時の移動支援だけでなく、余暇活動の提案を含めた利用周知を行っています。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 文化・スポーツ両面での社会参加への支援を継続して行い、共生社会の実現に努めていきます。
- ピアサポート事業及びグループ型移動支援事業により余暇活動の充実支援を行っていきます。
- 地域生活支援部会を通じてグループ型移動支援事業の周知と併せボランティアの募集を行っていきます。

4 お互いが認めあい、支えあう、あたたかい「まち」

(1) 人権尊重のまちづくり

【現状と課題】

- 障がいのある人への理解促進、啓発に向け、『『ともに生きる』地域共生社会をめざす宇佐市民集会』を毎年開催しています。毎年約 500 名が参加し、講演会や当事者による実践体験発表などを行っています。
- 「ピアサポート・フェスティバル」などを開催し、障がいのある人の理解促進・啓発、交流の場を設けています。
- 大分県においては、平成 28 年 4 月 1 日に「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」が制定されました。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 障がい特性や障がいのある人への理解促進啓発や交流の場として、『『ともに生きる』地域共生社会をめざす宇佐市民集会』や「ピアサポート・フェスティバル」を開催していきます。
- 「障害者差別解消法」、「障害者虐待防止法」及び「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の周知及び啓発を図っていきます。

(2) 権利擁護の推進

【現状と課題】

- 平成 24 年度に「宇佐市障がい者虐待防止センター」を設置して障がいのある人の虐待防止及び早期発見に努めています。
- 「宇佐市障がい者虐待防止センター」と連携し、障がい者虐待防止対策を内容としたパンフレット等の作成や、地域の住民や施設職員等を対象とした講演会等を開催しています。
- 平成 19 年度から成年後見制度利用支援事業を実施していますが、制度の周知等が十分にできていない状況です。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 「宇佐市障がい者虐待防止センター」を中心に、引き続き障がいのある人の虐待の防止及び早期発見に努めるとともに、「地域包括支援センター」、「宇佐市要保護児童対策地域協議会」、「市人権同和啓発課」との連携強化に努めます。
- 「宇佐市障がい者虐待防止センター」と連携し、支援者やサービス提供事業所に対し障がいのある人の人権に関する学習の場を設けます。

- 障がいのある人が、障がいのため法的利益が損なわれることがないようにするため、成年後見制度その他の権利利益の保護等のための施策・制度が、広く利用されるよう、市介護保険課と連携し必要な支援を行います。

（３）人材や組織の育成

【現状と課題】

- ボランティア活動は障がいのある人の暮らしを支える重要な力であり、多くの市民がボランティアとして活動しています。社会福祉協議会と連携し、夏休み等日中一時支援事業「すきっぷ」の開催等、市民ボランティアの活動推進を図っています。
- 障がい者団体については、熱心に活動を行っていますが、会員の高齢化等による組織の弱体化が大きな課題となっています。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 社会福祉協議会を中心として、市民のボランティアに対する意識の高揚を図るとともに参加機会の増大を図ります。また、ボランティアグループの活動を側面的に支援していきます。
- 障がい者団体に対しては、団体の主体的な取組への助言や、イベント等への人的協力を行っていきます。また、PRチラシの配付等、会員の加入促進に向けた取組を支援していきます。



5 「とぎれのない」支援の構築をめざす「まち」

(1) 相談支援と情報提供

【現状と課題】

- 現在市内3か所の相談支援事業所に委託し、365日24時間相談を受けられる体制をとっています。また、市内には指定特定・障害児相談支援事業所が6か所（委託相談支援事業所を含む）あります。
- 障がいのある人の困り事やニーズに対し、必要に応じて関係者が集まり個別支援会議を開催しています。個別支援会議から見えてきた地域の課題については、自立支援協議会における情報の共有や専門部会での協議を行っています。
- 障害者手帳等交付時に、利用できるサービスや制度の説明、相談機関に関する情報提供を行っています。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 障がいのある人の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うため、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、行政による相談支援体制の強化を図ります。
- 障がいのある人のライフステージや個々の心身の状況、環境に応じた的確かつ必要なサービスが受けられるよう、各機関や事業所が必要に応じ関係機関と連携し、個別支援会議を行い、さまざまなケースへの対応に努めます。また、宇佐市自立支援協議会において、情報共有や関係機関との連携強化を図ります。
- 市民が知りたい情報を、適切に分かりやすく提供するとともに、相談窓口にスムーズにつながられるよう関係機関との連携を強化します。

(2) 総合的な支援体制

【現状と課題】

- 福祉的就労から一般就労への移行、福祉施設入所者等の地域生活への移行に向けて、個別支援会議及びモニタリング時において当事者のニーズについて話し合い希望に添えるよう支援しています。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、自立支援協議会の専門部会等で当事者や支援者等のニーズを把握して、障がい福祉サービスの充実や地域ケア体制の確立に向け話し合いを行っています。
- 身近な地域で障がいのある人を支えるさまざまな支援者と相談支援事業所、行政との連携が必要不可欠ですが、民生委員や児童委員などの地域の支援者との連携ができていないのが現状です。
- 「親なきあと」を見据えて、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が必要です。

【行政、市民、事業所、関係団体等の今後の取組】

- 障がいのある人のライフステージや個々の心身の状況、また環境に応じた的確かつ必要なサービスが受けられるよう、宇佐市自立支援協議会において、情報共有や関係機関の連携強化を図っていきます。
- 福祉施設から一般就労へ、福祉施設等入所者の地域生活への移行に向けての受け入れ先や支援体制の拡充を図っていきます。
- 自立支援協議会の専門部会等で話し合われた当事者、支援者等のニーズを具体化していきます。
- 民生委員、児童委員をはじめ、身近な地域で障がいのある人を支えるさまざまな支援者と相談支援事業所、行政との連携を強化していきます。
- 「親なきあと」を見据えて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点等の整備に向けた研究・検討を北部圏域で連携して進めていきます。



第 3 編 障がい福祉計画 (障がい児福祉計画含む)

第 4 章 福祉サービス等の見込量

1 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

事業項目	事業内容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護などを行います。
行動援護	知的障がい又は発達障がい等により行動上著しい困難がある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【見込量の考え方】

現在の利用者数、障がいのある人や家族等のニーズ、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。

【計画期間の見込量】

種類	区分	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	利用時間	1,729 時間	1,648 時間	1,632 時間	1,616 時間
	利用者数	107 人	103 人	102 人	101 人
重度訪問介護	利用時間	1,217 時間	1,217 時間	1,217 時間	1,217 時間
	利用者数	3 人	3 人	3 人	3 人
同行援護	利用時間	148 時間	169 時間	182 時間	195 時間
	利用者数	11 人	13 人	14 人	15 人
行動援護	利用時間	109 時間	109 時間	109 時間	109 時間
	利用者数	8 人	8 人	8 人	8 人
重度障害者等包括支援	利用時間	282 時間	282 時間	282 時間	282 時間
	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人

(2) 日中活動系サービス

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
就労定着支援 【平成 30 年度新規】	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用日数	4,029 人日分	4,098 人日分	4,140 人日分	4,181 人日分
	利用者数	194 人	198 人	200 人	202 人
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	26 人日分	104 人日分	104 人日分	104 人日分
	利用者数	1 人	4 人	4 人	4 人
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	124 人日分	88 人日分	88 人日分	88 人日分
	利用者数	11 人	8 人	8 人	8 人
就労移行支援	利用日数	715 人日分	798 人日分	840 人日分	882 人日分
	利用者数	34 人	38 人	40 人	42 人
就労継続支援 (A 型)	利用日数	1,925 人日分	1,960 人日分	2,000 人日分	2,040 人日分
	利用者数	94 人	98 人	100 人	102 人
就労継続支援 (B 型)	利用日数	3,569 人日分	3,857 人日分	4,047 人日分	4,237 人日分
	利用者数	183 人	203 人	213 人	223 人
療養介護	利用者数	16 人	18 人	18 人	18 人
短期入所 (福祉型、医療型)	利用日数	101 人日分	101 人日分	101 人日分	101 人日分
	利用者数	13 人	13 人	13 人	13 人

※就労定着支援については、平成 30 年度に創設される予定のため、現時点で見込量は設定していません。

(3) 居住系サービス

事業項目	事業内容
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
宿泊型自立訓練	居室等を使い、日常生活能力を向上させるための支援や、日常生活上の助言を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
自立生活援助 【平成 30 年度新規】	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	利用者数	111 人	125 人	132 人	139 人
宿泊型自立訓練	利用者数	7 人	7 人	7 人	7 人
施設入所支援	利用者数	118 人	116 人	115 人	114 人

※自立生活援助については、平成 30 年度に創設される予定のため、現時点で見込量は設定していません。

(4) 相談支援

事業項目	事業内容
計画相談支援	障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がいのある人又は障がい者支援施設等に入所している障がいのある人につき住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身等で生活する障がいのある人につき、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急等に相談等必要な支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用者数	122 人	130 人	134 人	138 人
地域移行支援	利用者数	1 人	4 人	5 人	6 人
地域定着支援	利用者数	3 人	5 人	6 人	7 人

(5) 障がい児支援

事業項目	事業内容
児童発達支援	就学前の児童の日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	就学前の児童の児童発達支援の事業内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等へ行き障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。
障害児入所施設 (福祉型、医療型)	障がいのある児童のための児童福祉施設(入所)で、児童の保護、日常生活の指導、知識技能の付与等を行います。 ※実施主体が県のため、実績・見込量は計上しない。
居宅訪問型児童発達支援 【平成30年度新規】	重度の障がい等により外出が困難な児童に対する居宅を訪問して発達支援を行います。

【計画期間の見込量】

種類	区分	平成28年度 (実績)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用日数	194 人日分	213 人日分	223 人日分	233 人日分
	利用児童数	20 人	22 人	23 人	24 人
医療型児童発達支援	利用日数	61 人日分	65 人日分	65 人日分	65 人日分
	利用児童数	8 人	8 人	8 人	8 人
放課後等 デイサービス	利用日数	795 人日分	823 人日分	837 人日分	851 人日分
	利用児童数	56 人	58 人	59 人	60 人
保育所等訪問支援	利用日数	0 人日分	2 人日分	4 人日分	6 人日分
	利用児童数	0 人	1 人	2 人	3 人
障害児相談支援	利用児童数	20 人	23 人	25 人	27 人

※居宅訪問型児童発達支援については、平成30年度に創設される予定のため、現時点で見込量は設定していません。

2 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

【計画期間の見込量】

種 類	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	3	3	3	3

②自発的活動支援事業（ピアサポート事業）

余暇時間に趣味や習い事を地域住民や当事者が指導者となり、障がいのある人と地域の人々が理解を深める活動を支援します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
将棋教室	利用人数	139	150	150	150
絵手紙教室	利用人数	125	190	190	190
音楽教室	利用人数	87	80	80	80
クッキングクラブ	利用人数	97	100	100	100

③相談支援事業

事業項目	事業内容
障害者相談支援事業	指定相談支援事業所において、障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	3
住宅入居等支援事業	実施箇所数	1	1	1	1

④成年後見制度利用支援事業

障がいのある人の成年後見制度の利用を支援するため、申し立てに要する経費や後見人等の報酬等にかかる経費の一部又は全部を助成します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数	0	1	1	2

⑤意思疎通支援事業

事業項目	事業内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がいのある人等に対し、社会生活上必要不可欠な用務での外出の際に、個別およびグループに対し、手話通訳者の派遣を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	登録者数	10	11	12	13
	派遣件数	171	180	189	198

⑥日常生活用具給付等事業

日常生活用具を給付・貸与することにより、日常生活、社会生活の便宜を図り、また、住宅の改修に必要な経費の一部又は全部を助成します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護訓練支援用具	利用件数	2	2	2	2
自立生活支援用具	利用件数	12	12	12	12
在宅療養等支援用具	利用件数	12	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	利用件数	39	50	50	50
排せつ管理支援用具	利用件数	1,420	1,445	1,459	1,473
住宅改修費	利用件数	1	2	2	2

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成に努めます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	実施回数	47	47	47	47

⑧移動支援事業

障がいのある人の日常生活、社会生活に必要となる屋外での移動に対して、障がいのある人 1 人に対して支援者 1 人の個別支援、又は障がいのある人複数人に対する支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	実施箇所	7	7	7	7
	利用人数	21	30	30	30
	延べ時間	2, 154	2, 160	2, 160	2, 160

⑨地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人の通所施設として、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター I 型	実施箇所	1	1	1	1

(2) 任意事業

①福祉ホームの運営

住居を求めている障がいのある人に対して、低額な料金で居室などの設備を利用させるとともに、障がいのある人の地域生活の支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉ホームの運営	設置箇所	2	2	2	2
	利用人数	2	2	2	2

②訪問入浴サービス事業

家族の介護のみでは入浴が困難な重度の障がいのある人への福祉の増進のため、移動入浴車による入浴介助のサービスを行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所	1	1	1	1
	利用人数	0	0	1	1
	延べ回数	0	0	120	120

③日中一時支援事業

日中において監護する者がいない障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するために行う日常的な訓練などを行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	利用人数	3,306	3,306	3,306	3,306
	利用人数	495	495	495	495

④巡回支援専門員整備事業

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や学校等の子どもやその親が集まる施設などへの巡回等支援を実施し、担当する職員や子どもの保護者に対し、障がいの早期把握・早期対応のための助言等の支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
巡回支援専門員整備事業	巡回回数	61	65	70	75

⑤地域移行のための安心生活支援事業

地域での一人暮らしを目指す障がいのある人に、宿泊が体験できる居室を提供し、日常生活に向けた訓練の機会を提供します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域移行のための 安心生活支援事業	利用人数	0	5	6	7

⑥生活サポート事業

介護給付費支給決定者以外の者に対してホームヘルパー等を派遣し、生活及び家事等の支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活サポート事業	利用人数	1	4	5	6

第 5 章 成果目標

平成 32 年度末の目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】

平成 28 年度末入所者数の 9%以上を地域移行、施設入所者数を 2%以上減（高齢化・重症化を背景とした目標設定）。

項目		数値	備考
地域移行者数	H32 年度の見込数	11 人	国指針 9% →H29.3.31 入所者×9% (115 人×9%=11 人)
施設入所者数	H32 年度の減少見込数	3 人	国指針 2% →H29.3.31 入所者×2% (115 人×2%=3 人)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

ア 平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

平成 29 年度に宇佐市自立支援協議会の専門部会として、市、医療機関、相談支援事業所、保健所の職員で構成する「精神保健福祉部会」を設置しました。

今後、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、話し合いや取組を進めていきます。

イ 精神病床における 1 年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年時点）

精神病床における長期入院患者数等につきましては、大分県の指標を基に設定した障がい福祉サービス見込量（地域移行支援）を目標値として、退院促進に向けた取組を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備【継続】

平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等が担う機能や効果等について北部圏域（中津市・豊後高田市・宇佐市）で検討を行い、平成 32 年度末までに整備を目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行【継続】【新規】

一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍、就労移行支援事業利用者数を平成 28 年度実績の 20%増。

＜一般就労移行者数＞

項目	数値	備考
平成 32 年度の年間一般就労移行者数	14 人	国指針（H28 年度実績×1.5） 9 人×1.5=14 人

＜就労移行支援事業所利用者数＞

項目	数値	備考
平成 32 年度就労移行支援事業利用者数	42 人	国指針（H28 年度実績×1.2） 35 人×1.2=42 人

＜就労移行支援の事業所ごとの移行率＞

項目	数値	備考
平成 32 年度就労移行支援の事業所ごとの移行率	2 事業所	就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 5 割以上とする。 平成 29 年 10 月現在における就労移行支援事業所数 4 事業所

＜就労定着支援による職場定着率＞

項目	数値	備考
平成 32 年度の職場定着率	未設定	支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本とする。

※就労定着支援については、平成 30 年度に創設される予定のため、現時点で目標値は設定していません。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

ア 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所設置することを基本とする。

本市では、平成 26 年 4 月に市内児童発達支援事業所が児童発達支援センターになり、障がいのある子どもの通所支援（児童発達支援）に加え、保護者への相談支援など重層的な支援を行えるようになりました。

今後、さらに児童発達支援センターと連携し、障がいのある子どもの発達支援と保護者への家族支援など地域支援体制を強化していきます。

イ 平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築することを基本とする。

障がいのある児童が在籍する保育所等を支援員が訪問し、児童が集団生活に適應することができるよう保育士等に本人の特性や支援方法等の専門的な指導を行う「保育所等訪問支援」については、平成 27 年 4 月より市内 1 事業所が行っていますが、利用がない状況です。

今後、保護者や保育所等へのサービスの周知を行い、障がいのある児童がスムーズに保育所等に通えるよう、利用促進を図っていきます。

ウ 平成 32 年度末までに、主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも 1 か所確保することを基本とする。

重症心身障がいや医療的ケアが必要な児童についても、身近な所で適切な支援が受けられるよう、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、行政が連携した支援体制をとり、受け入れを行っていきます。

エ 平成 32 年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することを基本とする。

平成 25 年度より医療的ケアが必要な人の現状及び課題の把握に向け、関係機関が集まり「医療的ケア検討会議」を開催しています。また、平成 28 年度より北部圏域においても、支援者間の情報共有やスキルアップ等を目的に「重症小児ケース支援会議」を行っています。

今後、医療的ケアが必要な人やその家族を地域で支えられるように、関係機関の連携を強化していきます。

宇佐市

第3次宇佐市障がい者計画
(第5期宇佐市障がい福祉計画)
(第1期宇佐市障がい児福祉計画)

平成30年3月発行

発行者 宇佐市

編集 宇佐市福祉保健部福祉課

〒879-0492

大分県宇佐市大字上田 1030 番地の1

電話：0978-27-8141

FAX：0978-32-0341

URL：<http://www.city.usa.oita.jp/>



宇佐市